
平成30年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

平成30年12月12日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

平成30年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
8番 信田 博見君	9番 田村 兼光君
10番 塩田 文男君	11番 武道 修司君
12番 丸山 年弘君	13番 田原 宗憲君

欠席議員 (1名)

14番 吉元 成一君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君
総務課長 …………… 元島 信一君 財政課長 …………… 椎野 満博君

企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	武道 博君
税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	神崎 博子君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	福田 記久君	下水道課長	……………	西田 哲幸君
総合管理課長	……………	吉留梯一郎君	環境課長	……………	長部 仁志君
商工課長	……………	野正 修司君	学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	農業委員会事務局長	…	平田 美樹君
監査事務局長	……………	石井 紫君			

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
武道 修司	1. ゴミの減量化について	①築上町のゴミの排出量について（近年どのように変化しているのか） ②減量化の対策について
	2. 築上町のホームページの現状について	①今年3月議会で質問しているが、現状について
	3. 築上町の財政状況について	①今後の財政状況の見通しについて
宗 晶子	1. 庁舎建設について	①築上町庁舎建設検討委員会及び、庁舎内検討委員会の検討内容について ②スケジュールは実行可能か ③プロポーザル公募の詳細について
	2. 航空自衛隊築城基地に関する一連の事業について	①滑走路延長に関するこれまでの経緯と今後の予定について ②米軍用弾薬庫及び米軍宿舎整備、オスプレイ駐機に関する町の対応について
鞆野 希昭	1. 問題点解決の各課連携について	①住民交流会、自主防災組織、コミュニティ・スクール事業の懸案事項の取組みについて
	2. 空調設備のない小学校の対策について	①現状及び今後の進め方について
塩田 文男	1. 職員の服装について	①事務職職員について ②出先機関について ③災害時について
信田 博見	1. 新庁舎建設について	①建設位置について ②建設期間について
	2. 築上町の産業について	①第1次産業について（農業・林業・漁業） ②第1次産業の6次化について ③企業誘致について
	3. 防災について	①危機管理について

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は8人の届け出があり、本日の質問者は5人をめどとします。

ここで、議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようにお願いします。また、執行機関は、責任の持てる的確な答弁を願います。質問は、前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより、順番に発言を許します。

では、1番目に、**11番、武道修司議員。**

○議員（11番 武道 修司君） おはようございます。平成30年の12月ということで最後の30年の一般質問で、トップバッターということで、平成も終わりに近づいてきたわけなんです。将来的なまちづくりという観点からいくと、平成が終わって新たな元号に変わろうと、そのまちづくりに関しては変わりはないということで、将来的にいい町になるようにということを念頭に質問をさせていただきます。

まず最初に、ごみの減量化についてという通告をしております。

先般というか11月の6日から8日に、静岡県沼津市、掛川市のほうに議会視察に行ってきました。その中で、掛川市でごみの減量化の視察をした際に、日本一のごみの減量というか、ごみの排出量を少なくするという目標を掲げ、ごみの減量化に努めていたというところで、うちの町にもそういうふうな流れができないのかなあとということで、一般質問をさせていただきます。

現在、築上町のごみ処理に係る経費が、約2億8,800万、3億円近い金額がごみの処理費にかかっています。ごみの処理費に対して、住民の方からの負担が約3,000万ちょっと。約2億7,000万近く——2億6,000万円ぐらいになるんですか——が町からの持ち出しで処理している。ちなみに、ごみの処理費用というか処理業者、収集業者です、支払いしている委託部分が9,500万ということで、残りが実質的に約2億円ぐらいが処理費にかかっている。人件費とかいろんな経費ももろもろあるんだろうと思うんですが、ごみの減量化によって、この経費がどれだけ下げられるものなのか、行政ももちろんですけど、住民意識を向上させることによって、このお金が少しでも少なくならないのかという観点から質問させていただきます。

築上町のごみの排出量について近年どのように変化をしたのかを、まずお答えをお願いしたい

というふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

最近の5年間の排出量の推移で説明をいたします。

可燃ごみにつきましては、平成25年が4,525トン、26年が4,475トン、27年度が4,539トン、28年度が4,410トン、29年度が4,379トンで推移をしております。5年間の平均としましては、4,465トンです。5年前と比較しましては、約146トン減少しております。

続きまして、不燃ごみ系の分につきましては、25年度が846トン、26年度が840トン、27年度が865トン、28年度が848トン、29年度が771トンで推移をしております。5年間の平均としましては834トン、5年前と比較しますと75トン減少しております。

傾向としましては、人口減に伴う減少傾向にあります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 今、数字を教えてくださいなんですが、5年前とことしとほとんど一緒の数字なんです。一旦上がって一旦下がった、最終的に一番高いところのピークから見れば、現状が下がっているということで、人口減少というふうなことを言われているんですけど、10年前からうちの町は、合併した以降、ずっと人口減少の一途をたどっているんです。ところが、このごみの量、ごみの処理費というのは10年前とほとんど変わっていない、場合によってはちょっとふえている部分もある、現状。人口が減るとごみの量が減って、少なくなるというのならわかるんですけど、それがほとんど変わっていないということはどういうことか、単純に1人当たりの出すごみの量がふえたということなんです。

掛川市に行ったときに、ごみの減量をそこの市民、住民の人たちに協力を願って、いかに減らすかということで、ごみの排出量を減らした。ところが、うちは全然その逆をというか、全然それが進んでいないということで、うちの町もコンポストの関係とか、ごみの堆肥化をする器械の補助金とかそういうものは実際にあるんです。ただ、これがほとんど浸透していないというのが現状ではないかなと。もう一つは、住宅でもそのコンポストをできる環境にあるのかなのかとか、いろんな条件があるんだろうと思うんです。

実際、私も庭でコンポストをやっています。野菜系を入れても、当然臭くはないんです。ところが、魚とか肉系のそういうふうなおいが出るものを入れると、明らかににおいが出てくるということで、今、実験的にコーヒー豆のかすとか、おがくずとかそういうのを入れて、本当ににおいが消えないのかどうなのかということで、自分も実験をしているような状況です。

先般、掛川市に行くと、黒土を使ったにおいを消すという機械というか装置というか箱とか、そういうもので、それを普及していこうという流れの中で、ごみの減量化ということを進めていっているというのが、視察の内容でわかったところです。

その取り組み、問題は、今、数値を課長から教えていただきましたけれど、この数値に対して減量をやっていこうと、ただ単に人口減少だけでごみの減量化を図るんじゃなくて、町として行政としていかにごみの減量化を進めていくのかという対策を、現状どのようにしているのか、それと、将来的にどのような対策を考えているのかをお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

現状の対策としましては、主なものとしましては、今、議員さんから説明がありました生ごみの減量に効果的な生ごみ処理機の購入費の一部補助をしています。それとあと、環境美化週間を毎年行っているときに、住民の方に排出の抑制とか、資源化の利用の位置づけとかを行ってまいります。それとあと、小学校等の一般の方とか小学生に清掃センターに見学をしてもらって、今、どんなふうになっているとか、そういった見学の促進を行っております。あと、リサイクルプラザがあります。リサイクルプラザで開催する体験学習とか講座があります。それによって減量化の推進とかを行っております。そして、定期的ではありますが、広報紙に掲載して、減量化の取り組みを行っているのが、今の現状です。

そして、今後の対策につきましては、分別と資源化に取り組むことが重要ではないかと考えられます。減量化ということについては、まず、分別をもう少しきちんと行うべきではないかと思えます。というのが、ごみ質の中に生ごみと、あと紙類とか廃プラ系——ペットボトルとかでず——そういったのが主な割合になっております。そのごみ質の中でも、廃プラスチック系、ペットボトルとかそういったのを分別していくのが得策ではないかと思えます。そういったことを行うことによって、議員さんが先ほどから言っています処理経費が削減できて、長期的にはなりますけど、財政的にも大きく貢献することになっていくと思えます。

そして、まだその関係で取り組むには多くの問題とか課題がありますけども、自治会をはじめとする関係機関と協議を進めていながら、本町の状況に合う方策を検討して、できることから取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） いろいろな取り組みをされているということなんですが、今後の取り組みもあるんでしょう。まだ住民の方々とか自治会のほうにもそういうような周知が余りできていないというのが現状だろうと思えます。

今言われた施策を推進することによって、人口はざっくりいうと2割ぐらいいは減っているわけです、合併した以降。ごみのほうは2割も減っていない。単純に人口減だけの計算からいっても、2割は減らせるというふうなことにはなるんだろうと思うんです。実際そう簡単な数字ではないんでしょうけど、ただその2割とかそれを1割にするのか、その目標数値をどこまで設定するのか、その目標数値を設定した結果、どれだけの金額、お金がどれだけ浮くのかという数値を、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

ごみの量の削減の目標数値ということなんですが、ちなみになんですが、一応、計算で出してみました。減量化に削減できる経費ということで、平成29年度のごみの処理費と搬入量で計算しています。ごみの減量で減額となる主な経費は、燃料費と処分費です。人件費と委託費、修繕費等がごみの減量による効果は少ないので、計算には入れておりません。

可燃ごみの処理単価としましては、計算上なんですが、約1万2,000円の単価です。不燃ごみ系は約2万1,000円ぐらいです。

ごみの量をどれくらい減らすかという数字的なんですが、100トン为目标とした場合、29年度で言いますと約2.3%の減になります。100トン为目标として減らした場合、可燃ごみで言いますと約120万円、不燃ごみでいうと210万円の削減になります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 百数十万円と二百数十万で三百数十万ですか。今、2.3%という数字でということやったです。人口減的には20%減、ごみの量が2.3%というとその10分の1というような、計算上の話なんで実際はそういうような計算にはならないんでしょうけど。からいくと、もっと本当は減量化にできる状況にはあるんだろうと思うんです。人口減だけで考えても。

住民の人たちに水切り、今テレビでもよくあっているんです。野菜とかいろんな生ごみを水切りをして出してもらおうとか、極端な場合、りんごの皮とか野菜の皮とか使っていない部分を天日干しして出すというようなことは、先日テレビでもあっていました。そこまでするというのはちょっとあれでしょうけど、この2.3%の数字を5%場合によっては10%近い数字に、6%、7%することによって、約1,000万円のお金が浮いてくるんだろうと思うんです、年間に。

この年間に1,000万円のお金を浮かせるという部分に関しては、そんなに無理があるというよりも、住民の人たちにごみの減量化をお願いしますということをしっかり方針を出してお願いすれば、そのお金というのは出てくるんじゃないかなというふうには思うんです。

町長にその点について、今後、ごみの減量化について、今、担当のほうからもいろんなお話聞いたと思うんですけど、進めていくつもりがあるのかないのか。そういうふうな資金というかお金を、なるべく経費のかからないやり方をやっていく考え方があるのかないのかをお聞きしたいというように思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然、ごみの減量化と、これはもうやっていく形にならないければ、経費節減になりません。このためには、先ほど武道議員もおっしゃったように、家庭の協力がやっぱり一番大事です。いわゆる、無用なものはもうごみにしないというか、消費できるものは消費すると、生ごみについても、大分やっぱり食べ残りというのが多分出ておるんじゃないかなと思います。もう1日つくったもので、次の日に持ち越さないで、これはもう夜つくったら、食べなかったら出そうと、そういう家庭が多々あるんじゃないかなと思うんで、やっぱり食生活の改善とかそういうのもやっぱり大事になってくるんじゃないかなと思います。

そうすることと、またいわゆるレジ袋です。これもやっぱり相当量のごみになっておると思います。そういう形の中で、やはり買い物袋をちゃんと自分で持って行って、それに入れて持って帰って、また次にその買い物袋で、そういうやっぱり徹底した形を住民の皆さんに協力を呼びかけていくと、これがまず大事じゃないかなと思っておりますんで、こういうソフト面から、やっていけるものはやっていくという形で、担当課のほうも考えておると思いますんで、私も当然、減ることは賛成ですし、減らなくても、町民のためになるようなごみの処理の仕方という形になれば、これはこれでまたごみを有意義に使っていくと、今よりコストダウンという形になれば、今、RDFやっております。これを自家消費したらどれだけのコストダウンになるのか、いろんな困難な点もございます。灰の処理とかそういうのがございますんで、今んところはセメント会社に処理を委託しておるのが現状でございますんで、こういうものもそういう一つの工程ができ上がれば、幾らコストダウンになるのかということを試算しながら努力していくということ、担当課のほうにやってもらうように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 町長も減量化と、これはもう当然だろうと思うんです。当然の話を答えとしてしてもらったわけなんですけど、今、約1,000万のお金が浮くという、それを頭の中にちょっと残しておっていただいて、ちょっと後でまたその話をしたいと思っておりますんで、この質問についてはこれで終わりたいというふうに思います。

次に、築上町のホームページの現状についてということで、これももう昨年からずっと言って、3月の段階で予算をつけて早急にやるんだと、あくまでこれは町の顔なんで、この近隣だけじゃなくて、全世界に出す顔になるんで早急に対応したい。スマートフォンやアイパッドというカタ

ブレット関係もその対応をとということで、ほとんどの、今、方がスマホをメインで使われている、そういう状況から考えると、このホームページの対応をやるということで、予算も3月議会、当初予算でついていたのか補正予算かどちらかでついていたかと思います。それから半年たって、その変化がちょっと見えない。途中で、ある程度方針が決まったら議会のほうにも報告をするというようなこともあったんですが、その報告も何もない。現状どのようになっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

御質問についてお答えいたします。

今、現状ですけれども、6月の補正予算でホームページの更新の業務委託料の予算を御承認いただきました。そして、今回は防衛省の補助事業で行う予定でやっております、今、9月に業務委託の契約を行いました。実際は、全部を変えるというわけではなくて、今使っているホームページをリニューアルをするということで、今現在、ホームページのトップ画面等やサブトップページのデザインの変更等について協議を行っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 私たちがというか、多分私だけじゃなくてほかの議員さんもいろんなことを言われているんです、このホームページに関しては。一つは、ぽっと見たとき、ホームページの一番トップ画面を見たときにわかりやすいようにというのは当然のことなんです。そこだけを変えるという話じゃなくて、内容の部分で、いろんな担当課から担当課が打ち込みをするとか、担当課から上げて総務課のほうで打ち込みをするとかいろんなものがあるだろうと思うんです。これが更新をされていないということなんです。

これは何ていうか、業者のほうがつくるつくらないにかかわらず、いろんなところが常日ごろからホームページを見て、自分とこの変化がどうなっているのか、古い状態になっていないのか、そういう部分をしっかりと、ホームページとしてすべきではないですかという話をしたんです。料金体系にしても、前にお話したときに、料金がホームページを見ても全然わからない、体育館の使用料が幾らなのか、時間帯がいつ行って借りられるのか、何曜日ならいいのか、申し込みは何時までなのか、何もわからない状態にあるんで、それをホームページでしっかりと出すべきではないですかということを書いて、やりましょうと、そういうふうなのは住民サービスというか、住民の人たちに皆さんに迷惑がかかっているんで早急にやりましょうということやったんと思うんです。それがまだ、もう話をずうっとしてもう1年近くになりますよ、一番最初のスタートは。予算がどうこう、今、防衛省がどうこう。職員の皆さんの動きというのと防衛省関係

あるんですか。私は逆に、日ごろからそういうふうに皆さんの意識がそういうふうになっていれば、今のホームページでも十分な対応ができると思うんです。何が足りないのかというのは、画像じゃないんです。今のトップページの絵じゃないんですよ。内容なんです、内容が足りないんです。それは、今からでもすぐできることじゃないんですか、それをなぜやらないのかということなんです。

スマホの対応というのも、そんなに難しい話じゃないんです。スマホの対応をやっとして、トップ画面が変われば、トップ画面で変わっていくんです、スマホの対応も。それを何でスマホの対応もやっていないのか、もう半年間も情報がおくれているんです。

行橋市が2週間ほど前ですか、テレビでふるさと納税の金額がかなり上がったというのがテレビに出ていました。先週ですか今週ですか、上毛町が同じようにホームページでふるさと納税がどうこうというテレビが何かあっていました。そのふるさと納税とかそういう部分が、これホームページで大きく影響してくる。金額がさっきのごみの減量化の話じゃないんですけど、新たにふるさと納税で入ってくるチャンスのあるホームページをそのままほったらかすというところにちょっと問題があるんじゃないですかということはずっと言ってきた。今の現状を聞くと、今そういうふうな状態なんで、それで早い対応というふうに言えるんですか。それとも、今からこういうふうを考えているんですという何か話があれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

3月議会のほうで武道議員さんから御指摘を受けました点につきましては、今のホームページで例えば例でございますけれども、施設の料金体系とかにつきましては、以前は表示ができておりませんでした。条例等のほうに検索に行かないとできていなかった点につきましては、今のホームページ等で改修できる分につきましては、改修を行っております。今回、更新する分のやつは、全てとは言いませんけれども、あるコンテンツというかもととなるプログラム自体は変えませんが、大きくもっと見やすいと、今さっき言われたように、またスマートフォンやタブレット等で、今のシステム上は対応ができておりませんので、そういう等の分が対応できるという分のやつを今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 例えば、条例の関係。条例というのは、住民の人たちにも皆さんに知っていただかないといけないものだろうと思うんです。いろんな規約とか、これは町のルールですから。それが今、スマホで見れない状況がずっと続いていますよね。タブレットで見

れない状況がずっと続いているんです。パソコンしか見れないんです。それも前にも指摘したんですよね。広報とかで条例が全て載るのかって、それは無理な話なんです。ならホームページを見てください、場合によっては役場に来てくださいというような話になってしまうだろうと思うんです。だから、早い対応として、まずスマホでできる部分を、そういう部分を検索できる、広げられるというようにするべきではないですかという部分をしているのに、それが全然変わっていないというところで、細かい数字的なというか、何時からとか受付がどこどこで、電話番号がどこどこでといったところは若干変わっていますよ。けど根本的に古い情報がそのまま出ているという部分も中にありますよね。どこの担当で誰々とは言いませんが。そういうふうな状況が続いていると、この徹底ができていないんじゃないですかという質問なんです。

条例とかそういうものも、住民に見られるような環境、スマホで見られるような環境になっていないんじゃないですかということで、今、どのようになっているかという質問なんです。課長、いいですか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、運用していますホームページのシステム自体が、タブレットとかスマートフォン等に対応できていないバージョンでありますので、そのバージョンを今回新たにホームページを更新する際に、そのシステム等の部分も更新をする予定で行っております。今現在のシステムではちょっと、議員さん言われたようにタブレットとスマートフォン等では見れない状況でございます。

また、情報のおくれ等につきましては、各課のほうに最新情報につきまして、一応各課のほうから更新ができるようなシステムにしているんですけども、できていないような状況につきましては、各課のほうを通じて更新情報を上げる、もしくは情報を電算係のほうに情報提供していただければ、こちらのほうでするように、今、努力をしておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 予算の流れとか、実際、なるべく補助金というか防衛省の関係でなるべく自己負担の少ないやり方でやろうという部分で努力されているというのはわかります。ただ、情報という部分は、一日も早くということがやっぱり大前提になってきますんで、特に町の情報、場合によってはこの情報によって、先ほど言ったようにふるさと納税とか、そのお金にかわってくるんです。これが500万、1,000万というお金にかわってくるんだらうと思うんです。行橋市は、何かちょっと桁が違うような金額の増額になっていたみたいです。一日も早い対応をちょっとホームページでやっていただいて、そのような部分で反映ができるやり方をとっていただきたい。

例えば、吉富町でいくと、私の知り合いの若い人たちは、よく吉富町のホームページを見るそうです。そこでぽっと見るのが、子育てということで見たときに、そこで住宅というふうに見たときにいろんな補助金があって、吉富に住んでみたいねと、いろんな施策をしているねという声が、実際に私も聞きました。うちの町はこういうことをやっているんだよということと言ったら、ホームページに載っていないですよと言われる。子育ての関係で学校給食の関係でいくと、例えば、お米代は町が負担しています。医療費の関係でいくと高校生まで無料化になりました。保育の関係も今回、町長のほうはもうこれはやらんとということで、保育園の無料化の関係も第3子、やったということで、いい施策をやっているんです。それをみなさんが知らない。そのことを説明をすると、築上町やっているんですね、そういうことがあるんですねということ。

ところが、ホームページでそういうものは何もわからない、載っていない。載っていても、どこにいったらどう検索していいか、探してもわからないというのが現状にあるというのが今のホームページなんで、そういう部分含めて、早急にそういうような対応をやるべきだろうと思いますんで、よろしくお願いします。町長のもう回答はいいです。頑張りますとしか言いようがないと思いますんで結構ですので。とにかく、町長のほうからも適切な指導というリーダーシップを発揮して、職員に一日も早い対応をするように言っていただきたいというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問です。

築上町の財政状況についてということで質問します。

この近年というか、この二、三年と言ったほうがいいんでしょう。大きな事業として、椎田そらいろ保育園、築城中学校、液肥センターという部分で工事を進めてきました。ざっくりな数字で申しわけないんですが、そらいろ保育園が8億円ちょっとかかっています。8億1,000万ほどかかっています。築城中学校が15億5,000万ほど、もうちょっとかかっているんでしょう。液肥センターが9億2,000万程度かかっています。30億を超える事業がこの一、二年の間でされたと。

今、計画をしている庁舎が36億やったですかね、37億ぐらいの金額がかかる。周りから見ると、築上町大丈夫かという声が出ているのも現状です。今の財政状況はよくないよくないという、厳しい状況が続いているという話をよく私たちもするんですけど、そんな事業、それだけのものを建てて大丈夫なんかという不安が多い。

実際、補助金というか民生安定化事業とか過疎債、合併特例債、いろんな部分を組み合わせていって町の負担が減っていったらいいんで、この事業ができていっているんだろうと思うんです。

内容的には、ここでもう回答は要りませんが、将来的な部分でこの部分が何年先にどういうピークが来るのか、財政状況のところでちょっといくと、経常収支比率は別として、経常収支比率

も本当大切なことなんですけど、実質公債費比率というものが全般に対して借金の割合がどれだけあるのかという公債費比率なんですけど、それが通常というか15%を超えると危険水域と言われるのが一般的な話だろうと思うんです。ところが、うちはどちらかというと低い、平成29年度が7.6%、その前の年が8.1%、合併当初が18.3%ということで、比率からいくと半分になっている。だからその分の余力があるんで、いろんな事業が今からできるんだろうと思うんです。

ところが、これだけの事業をやると、何年か先にその支払いが重なってくる。15年償還をするのか、20年償還をするのか、据え置きが何年あるのかとかいうのがあるんでしょうけど、何年先にそのピークが来たときに、この実質公債費比率がどこまでになるのか、どれだけの住民負担がかかっているのかをちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

先ほどの大型事業の質問でございますけども、今現在で既存の発行している起債の元金で御説明しますと、平成29年度に終了しました大型事業につきましては、元金が平成33年度に発生いたします。そのときの今のところの既に発行している起債の償還につきましては、10億5,000万円でピークが迎えると想定をしております。

そして、順次、それ以前の分についても償還が順次減少していきますので、平成40年度には今の分で3億7,000万、そしてその部分が今後発生する新規発行債についての元金が36年度ぐらいから始まるのではないかと考えておりますので、ピークにつきましては、平成40年度ぐらいが、これからの大型事業を加算した分についてのピークになると考えております。

そして、先ほどの実質公債費比率につきましては、この部分は交付税措置が削除されるという形になっておりますので、今発行している起債につきましては、交付税措置が70%加算される交付税に加算される合併特例債、過疎債を発行しておりますので、従前のような一般単独債というのは余り一般公共事業債は発行しておりません。そちらにつきましては、交付税措置が70%加算されますので、実質公債費比率につきましては、そんなに上昇しないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） そんなに上がらないということなんですけど、30%部分、過疎債にしても合併特例債にしても70%の交付税措置があるということで、30%の負担がかかってくるんです。30%が実質的な借金という形になるんだろうと思うんです、100%じゃなくて。一般的には考えられない話なんですけど、1億というお金を借りて10年間で償還をす

る、利息を抜きに計算して1年間に1,000万返すよと、銀行に1,000万返したら、銀行はよく返してくれましたっその翌年に700万円くれますという、一般的には考えられないおもしろい話なんですけど。実質的に、だから1,000万返しても300万で済むよと。1億借りても3,000万で済むよというのがこの合併特例債とか過疎債という有利な借金だろうと思うんです。

今、大型事業をいろいろとやってきましたけど、このうちの当然身銭、最初に頭金というか一時的にお金を出さないといけない一般会計で出すお金があったと思うんです。それに関しては、どちらかという再編交付金とかそういう部分を使ったりとか、もっと本当負担を少なくするというやり方をとってきて、本当にうちの町は、そういう点から見ると、今、合併特例債、過疎債、再編交付金というこの中でこの事業が全てできていっているんで、住民負担が皆さんが思っている以上に少ないんだという説明を私も日ごろからやっているところではありますが、やはりこの数字が実際本当に大丈夫なのかという不安が出てくるんです。

私が計算をしたところでいくと、これももしかしたら間違っていたらあれです。そらいろ保育園と築城中学校、液肥センター、庁舎、この30%の負担が、そらいろ保育園でいくと1億9,000万、築城中学校でいくと約2億、液肥センターでいくと1億5,000万、庁舎でいくと十数億というお金が、30%の計算でですよ、100%の計算じゃなくて30%の計算でそれだけの金額がかかってきて、これが実質的な借金の返済がもとだろうと思うんです。それをざっくり計算をしたら、年間に約1億円、15年間で計算するとしても1億円の部分がそこに乗っかってくるんだろうと思うんです。

これからまだ先、八津田小学校の建てかえ、椎田中学校の建てかえという部分が入ってきて、単純に15億、15億としても30億というまた事業がここに加算されてくる。そうしたときに、今、課長が言われたそんなに上がらないだろうということにはならないと私の計算からいくとなるんですけど、毎年1億5,000万ほどふえるんです。今の借金にプラス毎年1億5,000万、うちの予算が約100億円なんで、1%の部分の金額が借金としてふえるわけです。実質公債費比率がそんなにふえないでしょという話にはならないと思うんですけど。そこの考え方をもう一度説明お願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

実際の実質公債費比率につきましては、詳しくちょっと算定はしておりませんが、財政計画としまして、平成29年度に試算的なもので財政推移ということで試算しております。それによりますと、公債費につきましては、ピークが平成34年度で13億5,000万円という形で出ております。こちらにつきましては、平成30年度に比べますと約3億多いということになり

ます。そのうち、70%が交付税算入されている分でございますので、3億のうちの9,000万円が上昇するという形になっております。

それ以外につきましても、公債費比率につきましても、基金等の分とかも合わせて考えますと、若干上昇するかもしれません。と思いますけれども、その範囲内で財政運営をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 合併したときに、財政の健全化計画ということで10年間の計画をつくったと思うんです。同じようにこれだけの事業をすれば、住民の人たちの不安というのがやっぱりあるんだろうと思うんです。ここはやっぱりこの10年間、計画も大体見えてきましたんで、この10年間の財政計画、健全化計画をしっかり打ち出して、うちの町は安全なんだと、安心してこの事業をやっているんだということを大きな声で言えるように、その数値をやっぱり示すべきではないかな、と。多分、もうこれでいけるんでしょうみたいな、余り上がらないと思いますというような話では説得力がないんです。その10年の健全化計画を再度つくるべきではないかと思えますけど、町長の考え方をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的に、財政運営ということで、私は大まかな点で運営をしておりますけれども、大まかとか具体的な数値は担当課で控えておりますけれども、基本的には、合併したときに、築城町も椎田町も瀕死の重症でございました。椎田町の基金が10億しかございません。借金が合わせて150億ありました。それを何とかなくして、合併で乗り切ろうという形で合併をしたわけです。

その中で、現在では基金が約もう50億を超える基金があります。そして借金は一時100億落ちましたけど、若干今事業をやらしてもらったんで上がっている、100億程度でございますけど、そういう形の中で、将来の事業も見据えた形という形の中で、学校建設、これはもう当然出てきますし、それから庁舎も非常に懸案事項でございましたけれども、何とか合併特例債という期間中にやらなければ、もう一切庁舎がやれないよというふうな感覚もございましたんで、これはこれで。だから、基本的には武道議員が言っておるように、お金を借りるのとほとんど補助金出ます。防衛の補助金をほとんどいただきながらやっておるのが現状でございますけれども、基本的にはこの補助裏に合併特例債もしくは過疎債という形で充てれば、先ほど言ったように補助金が10億の事業をやれば半分は補助金はずきます、基本的には。たくさんつくのは7割5歩とつくのがございますが、その残りがいわゆる過疎債、それから合併特例債という形で借りますし、この中の7割がまた国のほうで見ていただけるという形で補助金を10億の補助金事

業をやれば、5億は補助金とします。そしたら、その残りの5億の7割が国の負担、3割が町の負担ということで、先ほど1億5,000万が町の負担という、武道議員説明しましたけど、そういう形の中で、これは今までの基金と。ためた金を充てると。そして、元金支払いについても、こういうものという形で基金から払っていくということで、いわゆる借金を払うための基金も用意しておりますし、財政的には、これは、私は今の状態で、今後また若干それはもうスリム化する必要もございます。職員も250人合併時あった体制が、現在では200人、若干再任用がございまして200人ちょっと超えておりますけれど、再任用制度というのが始まりまして、200人ちょっと超えておりますけれど、まだまだ職員ももう少し減らしていく可能性があれば、私は減らして行って、経常経費、これが、職員のやっぱり人件費が一番大きくございます。そして物件費。それから補助金も、一応補助に合った事業をそれぞれ補助団体がやっておるかというのも、見直しながらローリングをしていくということは当然大事だろうと思っておりますし、これはもう財政のほうで試算させながら、そして、各課がそれに基づいて仕事を行っていくと。このようなルールをもう一回見直しながらやっていこうと、このように思っておりますので、一応財政のほうは安心だということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 財政のほうは安心だということは、私も日ごろからいろんな方々にそういうような話をしているんです。だから、この事業をできているんですよという。今まで借金がそれだけあったのが、何で減ったのかという部分をよく質問されるんです。これはもう合併特例債とか、そういう部分で借金の穴埋めに使ったりとか、いろんな事業をしたときに、借金のほうを優先的に埋めて行って、事業はこの過疎債、合併特例債でやってきたんですよという部分で説明しているんで、何で借金が減ったのかとか、何でその基金、貯金が増えていったのかという部分も説明はしているから、これで安全なんですという話はしているんです。ただ、その数値が、これから先の数値が見えていないんで、その数値を示して、住民の人たちの不安を払拭するべきではないかということは今言っているんです。

もう一つ、ちょっと例でいきます。そらいろ保育園とか液肥センターと事業をしましたが、そらいろ保育園の場合は補助金を（ ）なかったということであるでしょうけど、液肥センターでいくと約9億円、9億2,000万ほどかかっていますけど、そのうちの4億6,000万、50%ぐらいが民生安定化ということで、半分の補助をもらっている。起債、借金が4億9,000万。約5億です。そのうちの70%が補填されますので、実質的な起債で身銭をきらないといけない30%は、約1億5,000万なんです。液肥センターだけでいくと、1億5,000万の借金だけが残るようなんです、計算上は。これを15年償還をするということは、1年間に1,000万ずつお金を返すという計算。9億の建物を建てて、1年間で1,000万で、

15年間で終わるという計算。

先ほど一番最初に、ごみの収集の話覚えていますか。努力すれば、1,000万のお金が浮くんです。ごみの収集を皆さんに、住民の人たちに理解をしてもらって、その1,000万というお金が、それが何に変わるといって、液肥センターの借金に充てることできる。だから、住民の努力によって液肥センターがほぼただというか、お金が全然かからない状態でできたというような話になってくるんです。その液肥センターが地域の農業に液肥としてまかれて、農業の普及につながったり、できたお米が教育現場に行って、子供たちのお米になったりというような流れになっていくんです。だから、環境課だけの問題じゃなくて、この財政の問題、場合によっては教育の問題、いろんな部分でこのお金がこういうものになるんですという部分を住民の人たちに理解をしていただくことによって、液肥センターの部分でこだけになるんです、農業普及につながるんです、教育のほうにお金行くんですという部分を説明をすれば、ああ、それやったら、みんなでごみの減量化に努めようやないかというふうな声に変わるんじゃないかなと思うんです。環境課なら環境課だけで任せるという話じゃなくて、町全体的にこの減量化をすることによって、この経費を節減することによって、こういう動きをすることによって、このお金がこういうものに使われるんですというものを、場合によっては、そらいろ保育園もそういうような計算からいくと、ほとんどお金なくて、子供たちの子育てのためにそのお金が使えたんだということを知民の人たちに理解してもらえば、よし、ごみの減量化に努めようというふうになるんじゃないかと思えますんで、そういうような方向で町のほうでリーダーシップをとって、住民の人たちに理解をしてもらいながら、経費節減とともに健全な財政運営をやっていただきたいと。将来的に住民の人たちに負担のかからないやり方を検討していただいて、担当の職員の皆さんで進めていただければなというふうに思えますんで、よろしく願いをいたします。何か……。

○議長（田村 兼光君） 町長。

○町長（新川 久三君） 液肥センターの話がございましたんで、これも豊前市ほか、みやこ町と組合をつくっておりましたが、5,000万の負担金払っておりました、実際ですね、毎年。それを一応脱退して、自前でやろうということで、現在、あの運営費、2,000万しかかかっていないと思えますよ、1年間の経費がですね。散布までしてですね。そういうことで、年間3,000万節約できて、それが一応払う経費に充てられるというふうなことも考えていただければ、ごみの部分はまた別として、経費を浮かせれば何かに使うという形で、環境課のほうも液肥センターをつくって、今まで払うお金を安くしたというふうなことで理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 町長、今、私言ったのは、たまたま一つの例であって、こういうお金が、1,000万というお金が浮いたら、この1,000万というお金がどういうものに使えるんですよと話ただけなんです。液肥センターを豊前が脱退して、自前でやって、こんだけの経費下がるよというのは、私たちが組合議会に出ていましたんで、その流れがわかっているからこそ脱退に賛成をしたということもあるし、将来的にこの椎田地区だけじゃなくて、築城地区にも液肥を普及させていこうという部分もあったんで、進めていたというのを十分理解していますんで、そこの話をしているんじゃないんで、こういうふうなのが浮いたら、こういうふうになるよという部分を住民の人たちに理解をしてもらったらどうですかという話なんです。何がどこ浮いたという話じゃないんで。住民の人たちに理解をもらった上で、ごみの減量化とか、ほかの……。もうごみの減量化だけじゃないですよ。ほかの経費の節減とかも皆さんで協力していただいて、理解をもらって、いろんな施設の負担がかからないというやり方をとということでお願いをしているんで、そういうような普及方法を検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、ここで一旦トイレ休憩をいたします。再開は午前11時からとします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番目に1番、宗晶子議員。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 通告に基づき質問させていただきます。1番、宗晶子でございます。

本日は、2件通告させていただきました。

まず、庁舎建設について御質問をさせていただきたいと思います。

庁舎建設検討委員会及び庁舎内検討委員会の検討内容についてということで通告させていただきました。

まず申し上げたいことは、私は、合併特例債を活用しての庁舎建設には賛成しております。しかし、今の進め方には大きな不安を感じておりますので、質問に取り上げさせていただいております。

11月末に住民の検討委員会の皆様が慎重に基本計画案について審議してくださり、答申が出

されました。検討委員会の皆様にはお忙しい中、会議に御参加いただき、そして、8回もの会議で有意義な議論を行っていただきました。そして、御尽力された担当課の皆様には心より敬意を表します。

そこで、まず質問をさせていただきます。検討委員会の会議録を見せていただきました。その中で、第6回委員会で委員さんより、坪単価が170万というのは法外に高い。坪単価というのは、庁舎の坪単価ですね。今の時代に後世のことを考えているのかと疑問に思うという御意見がありました。この法外に高いという意見に対して、事務局から検討委員会内での回答は、議事録には掲載されておりませんでした。しかし、事務局は回答前の庁舎建設費について、事業費は福岡県建設技術センターに委託を行い、積算したものである。また、近年に建設された他自治体庁舎の事業費も参考にしているの、漠然としたものではないと説明をされています。

ちなみに、この積算根拠を担当者に、先日の議会全員協議会で庁舎の説明があった折お尋ねしたところ、基本計画に記載されている情報以外の回答はございませんでした。課長もいらっしゃるので、覚えていらっしゃることと思います。庁舎建設基本構想（案）の56ページに書かれております建築工事費30億2,000万円、それを延べ床面積の6,000平方メートルで割り算すると、1平方メートル当たり約50万3,000円になります。近年の庁舎建設の事例や、築上町財政課が比較検討した事例も参考にしたんですけれども、1平方メートル当たり50万3,000円もする超豪華な庁舎は、ほかにございません。事務局が説明された、近年に建設された他自治体庁舎の事業費も参考にしているの、漠然としたものではないと回答された根拠は何なんでしょうか。何をどう積算してこのような回答をしたのか、担当課長、御答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

平米単価の御質問でございますけれども、庁舎建設に伴いまして、6,000平米という、まず必要面積の算出を行っております。あと、平米単価につきましては、先ほど申されました平米53万円という試算でございますけれども、それにつきましては、県のセンターと協議をしながら単価を割り戻してございますけれども、それにつきましては6,000平米で、まず、庁舎本体につきましては27億円で、こちらについて単価45万円という算出をしております。

そして、あと、こちらの築上町のほうとしましては、車庫や倉庫などの単価を9,600万円で見込んでおりまして、その分が8万円で、合計で53万円という単価を算出をしております。

そして、あと他町村の事例でございますけれども、福岡県の筑紫野市が単価43万円、大分市のほうが、大分県の宇佐市のほうが47万円というふうな単価になっております。検討委員会の中でも平米単価が高すぎるのではないかというお話がございましたので、事務局といたしましては、

できるだけ単価を抑えるような提案、設計を業者のほうからいただきたいと考えております。単価につきましては、一応発注の段階では、それを上限というふうに考えて発注しておりますので、できるだけ安いというところは、評価の基準にはなろうかと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 私が計算したのは50万3,000円だったんですけども、それは基本構想、基本計画案から単純計算したものです。今の課長の説明だと、車庫、倉庫を入れると、53万円にまた金額が跳ね上がったということですね。築上町からの説明だと、高い根拠は事業センターから聞いたと、その一点張りで、事業センターから何を根拠にそういう説明を受けたのかがさっぱりわからないままなんです。

さらに、築上町新庁舎建設事業者選定プロポーザルの実施についての築上町のホームページのリード文を読み上げますと、「築上町では、築上町新庁舎建設事業を進めるに当たり、速やかに新庁舎の建設事業を進めることができ、かつ基本設計段階より民間事業者の事業力やノウハウを設計に反映し、高い品質の確保、工期の短縮や建設コストの縮減が期待できるDB方式を採用する」と書かれています。建設コストの縮減が期待できると書かれておりますので、当然上限金額は44億でしたかね。44億6,500万でしたかね。ちょっと待ってくださいね。34億。済みません。34億6,500万円と書かれておりますので、これが上限金額として、価格も競争に入れるということが今説明でございました。これ、また後で聞きますので、ちょっと覚えておいてください。

本当に建設コストが削減を考えているのであれば、福岡県建設事業センターから提案された文書が見たいものですので、ぜひとも資料要求させていただきますので、その提案の文書を見せていただきますようお願い申し上げます。

ちなみに申し上げますと、私は、築上町にどこの自治体の例を参考にしたのかというのをお聞きしました。そして、確認したところによると、福岡県筑紫野市が約、平米単価43万円、飯塚市、皆さん見学に行かれましたね、が37万円、大分県宇佐市が、先ほど大分市とおっしゃったのが47万円でしたね。宇佐市が39万円で、宮崎県日向市38万円、茨城県稲敷市かな、44万円、北海道北広島市約43万円で、先ほど課長がおっしゃった約53万円というのは、とっても高いと思います。この高い理由が全くわかりません。答弁は結構です。

次の質問に行かせていただきます。

また、先日の議会全員協議会の中で……。あ、回答ありますか。いいですか。はい。次の質問行きますね。全員協議会の中で、一次審査と二次審査について伺いました。一昨日御報告されました築上町新庁舎建設事業者選定プロポーザル募集要項の2ページの3で、その中の（1）一次

審査というものが、きょうお手元にも配られていると思いますので、皆さん、よかったらごらんになってください。その中の米印のところに、「参加表明提出者が1社の場合は、本プロポーザルは実施しない」と書かれています。これは当然のことだと思います。大体ガイドライン等によりますと、4社か5社に絞ると書かれています。

二次審査については、(3)に書かれておまして、「二次審査、一次審査で選定されたものの中から、技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえた審査委員会の評価により最優秀者及び次点者を選定する」と。ここですね。ここに明記されております。

この点について担当者にお尋ねしたところ、「二次審査は1社だけしか技術提案書の応募がなくても審査を行う、プロポーザルを行う」との回答でした。1社でも、1社しか技術提案書の応募がなくてもプロポーザルを行う。私は、そこに大きな疑問を感じております。

プロポーザル方式というのは、ウィキペディアに書いていたんですけど、「主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行った者を選定すること」。ウィキペディアに書いてあるんですよ。私が勝手に書いたんじゃないんです。ウィキペディアは物事の多くの常識が書かれているものだと思います。そこに「複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行った者を選定」と書いてあるんです。「複数の者から選ぶ」と書いてあるんです。しかし、担当者は、「二次審査は1社しか技術提案書の応募がなくても審査を行う」と回答いたしました。つまり、1社しか技術提案書の応募がなければ、複数の者から選定できません。それでいいと議会全員協議会で回答したわけです。なぜ競争が必要なはずの技術提案書の審査で、1社しか応募がなくても審査ができるのか。1社しかなかったら、その業者に決めてしまうのか。そういうことになってしまうと思います。ここには「最優秀者及び次点者を選定する」と書いてあるんですけども、1社しかない場合、最優秀者と次点者をどのように選定するのか、担当課長、御答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

審査要領について、募集要領についてのお問い合わせでございますけども、募集要領につきまして、一次審査の申し込みを、参加表明の受け付け等を12月までに実施するとしております。参加表明受付書の時点で、締め切りの時点で2社以上なかった場合は、二次審査には一応進まないということにしております。ただし、一次申し込みの受け付けから二次審査の開始までに辞退をすることが一応できるというふうに、ちょっと明記しております。その関係から、最終的に一次審査で2社した場合は二次審査に進むわけでございますけども、そうした場合、もし仮に辞退が二次審査までに発生した場合に、1社しか残らなくなる可能性もございますが、そうした場合で

も、一応プロポーザル、業者さんが提案していただけるということでございますので、一応審査はすると。ただし、その審査につきましても、選定委員さんが審査していただきまして、その提案によって優秀賞が決まるということでございますけれども、その審査内容について、後の段階、1社しかなかった場合は、契約するかどうかにつきましては、町長、副町長を含めて検討をした上で、契約するかしないかの判断はしたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 大変苦しい御答弁だと思います。1社しかなかったら、プロポーザルをやって、選定するかどうかは町長、副町長が決めるんですね。審査委員さんの意見とかは入らないのかなど。そして、審査委員会がある場合は、プロポーザルを公募する時点で、審査委員会の要項なり要領なり、決まりをもうつくっておくべきだと思うんですけども、今時点で審査委員会の設置要項はできているのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

選定委員会の設置要領でございますけれども、今、原案できておりまして、決裁しておる状況でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） かなり遅いと思います。それを今から説明させていただきたいと思います。

まず、その前に、複数の者から技術提案がない場合は、本プロポーザルは実施しないということ、私は強く訴えておきたいと思います。

築上町の募集要項は、かなり筑紫野市の要項をまねしたものだと思います。別にまねが悪いと言っているわけではないんですよ。大事な仕事の仕方だと思いますので、まねしてもいいと思いますが、筑紫野市の募集要項にあるものが、筑紫野市にあるものが、我が町の募集要項にはないものがあるんです。それは、プロポーザル審査要領というものです。つまり、我が町が参考にしたと思われる筑紫野市新庁舎設計施工一括方式プロポーザル募集では、筑紫野市にあるプロポーザル募集、審査要領が公表されています。ほかの自治体、近年、庁舎を建てている自治体の新庁舎プロポーザル募集についても、漏れなくどの自治体にも審査要領が資料として公表されております。しかし、一昨日公表された我が町のプロポーザル募集要領とその関連ファイルには、どこにも評価の方法が明記されていないんです。

なぜそのことを言うかということ、プロポーザルというものは、公共工事の品質確保に関する法

律を適用しなければならないものだと思います。この法律の定義には、「公共工事とは、公共工事の入札及び計画の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事という」と書かれており、この庁舎建設の本プロポーザルは、この法律が反映されなければならないものです。同法に基づいて国土交通省はガイドラインを設置しておりますので、今、手元に持っております。近年、他自治体の庁舎等公共工事は、このガイドラインの様式を参考にしていることもよくわかっております。

そして、同法で一番大事なのが、公共工事の品質確保に関する法律第15条の5、「発注者は競争に参加するものに対し、技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及び評価の方法を公表するとともに、その評価の後に、その結果を公表しなければならない」と明記されております。築上町の本プロポーザルには、評価の方法を公表されておられません。このことが法律の趣旨に明らかに反していると考えます。

担当課長にお尋ねします。技術提案に対する評価の方法はどこに明記されているのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問、ちょっと宗さんの質問、何が言うかちょっとわからんけど、評価の方法は、委員が決まってから、ちゃんと委員に決めてもらいます。そうしないと、我々専門的なことわかりませんので。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 専門的なこと、法律を理解して税金を使うのが行政の仕事でございます。そして、公共工事の品質確保に関する法律、これはきちんと読むべきだと思います。私、手元に持っておりますので、差し上げますよ、町長。その法律には、「広告と同時に、評価の方法を公表しなければならない」と書いているんです。わかっていますか。だけど、広告されていない。されているんですか。されているんだったら回答をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 庁舎の事業、業者の選定のプロポーザル、審査要領でございます。こちらのほうにつきましては、事務局のほうで策定しております。

公表につきましては、時期的なものもちょっとありますけども、タイミング等ちょっと事務局のほうで検討しておる次第でございます。選定の審査までに公表できるかどうかは、ちょっとこの場では明言できませんけども、公表については、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 法律の要件を満たしていないことを堂々とおっしゃることに、行政に対しての不信感を大きく感じておるところでございます。

先ほど椎野課長は、上限価格も競争に値するとおっしゃいました。広告と同時にそれがわからなかったら、業者さん困ると思いますよ。何をどう判断されるのかわからなかったら、困ると思いますよ。そして、それを評価される選定委員さんも、もっと困ると思いますよ。私は、この新庁舎建設選定プロポーザル実施を、まず、やり直すことを求めたいと思います。

何度も申し上げますが、技術提案に関する評価の方法がどこにも明記されていない。一昨日の新庁舎建設事業選定プロポーザル事業の実施広告は、法律の要件を満たしておりません。もしこの広告に欠陥があると認められた場合は、住民訴訟を起こされる可能性もありますよ。36億円の庁舎について担当課長、担当者が責任とれるんですか。そこも考えた上で、新庁舎建設について考えていきたいと思います。御意見があれば伺いますが、どうぞ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 我々は法律に基づいた形で、地方自治法、それから地方財政法、それから、もろもろの法律ございますが、それは守っていくという形で、審査の要領あたりは、委員さんがある程度ちゃんと審議をしてもらわなければ、我々ではできないということで、今案も持っているけど、案も変わる形があると思います。そういう形の中で、委員さんがある程度審査項目をちゃんと決めて、そして、それで業者の皆さんにはお知らせするつもりでございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） それではまずいと先ほどから申し上げておりますので、しっかり、何だっけ、この法律ですね。公共工事の品質確保に関する法律、勉強した上で判断をお願いしたいと思います。

庁舎建設について、結びに申し上げたいことは、何度も申し上げているんですけども、合併特例債を活用しての庁舎建設には賛成しているんです。しかし、今の進め方には大きな不安を感じているので、これまで何度も取り上げてきました。そして、その中で合併特例債の延長手続も、プロポーザルを含むガイドラインの設置も両方とも求めてまいったところです。それは、町長及び職員さんを守るためでもあります。庁舎建設を急ぐ余りに、重大な欠陥を見逃してはいないでしょうか。担当の職員さん、課長は苦しい思いで仕事をされていませんか。

町長は、6月議会の折に、住民の皆さんにお墨つけをいただけるようなプロポーザルをしたいとおっしゃいました。本日指摘したのは、時間の都合と私のキャパもありまして3点ですけど、まだまだ今回の築上町新庁舎プロポーザル募集には、指摘したい点、腑に落ちない点、疑義をたくさん持っている点が山ほどあるんです。本プロポーザルは、住民の皆さんにお墨つけをいただけるようなプロポーザルになるのでしょうか。

最後に、もう一度申し上げます。法律の要件を満たしていない築上町新庁舎建設事業選定プロポーザル事業実施広告をしっかりと見直して、やり直すことを切に願います。その上で合併特例債の延長手続を行い、期間に余裕を持って、法律の要件を満たして、客観性、透明性、公平性が明確になる、住民の皆さんにお墨つけをいただけるプロポーザルを行ってくださるよう、切に要望いたします。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 済みません。ちょっと緊張してまいりました。

では、航空自衛隊築城基地に関する一連の事業についてお伺いしたいと思います。

滑走路延長に関するこれまでの経緯と今後の予定について問うというということで通告させていただきました。

新聞報道で、航空自衛隊築城基地滑走路延長、米軍弾薬庫や宿舎整備が明らかになりました。町長は住民の安心安全な生活を守るべき立場にありながら、施設が整備されれば総務省からの基地交付金がふえるため、整備は町醸成に役に立つと、住民の安心安全をお金で売却するようなコメントを出されました。住民の安心安全な生活を守るべき立場でありながら、この発言に私は非常にがっかりしております。

このことを前提に、まず航空自衛隊滑走路延長について、これまで騒音の被害を受けている地元住民の皆様とどのようなお話をなさってきたのか、いつごろから何度ぐらいこのことに関して協議を重ねているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、滑走路延長という話は、本町からこれは防衛省のほうに、もう既に3年前持ち出しております。というのが、カメラミッション、この騒音が非常に、ちょうど網敷天満宮のあたりから急降下してきて、低空飛行でカメラで標的を捉えると。この行為で非常に騒音が、甚大な音がしておるというようなことで、何とか沖合のほうに持って行っていただけないかと、この要望から始まっております。そして、防衛省のほうは、ブイではカメラミッションはやりがたいということで、それなら沖合に延ばしてという要望はしておる。ただし、漁業者のいわゆる領海がコンセンサスが得られるような形で、ちゃんとした漁業者に説明をしながら、この滑走路延長についてはしてほしい。このときは少しは検討していただいております。若干予算もつけて、たしか400万ぐらいの予算、調査費ですかね。それはつけていただいて、ただし、しかし、これとは別に、日米のロードマップの中で、いわゆる普天間が辺野古に移転すると。そのときの緊急時の、いわゆる避難の場所として築城と新田原基地が指定をされて、この強化をやっていこうというふうなことで、あくまでも緊急時の避難というふうなことで、防衛省のほうから申し入れがございました。

そこで、この埋め立てについては、私どもの要望と、それからプラス2、いわゆる日米ロードマップの中のプラス2の中でこれは合致したんだということで、それでも漁業者のコンセンサス、了解を得てから進めてくださいということで、今の段階では調査をやるということでございます。この調査に基づいて、どれだけの埋め立てが要るとか、環境調査も必要でございます。そういうことで、この調査をやりたいがという意向の申し入れがあつてきております。そういうことで、漁業者との交渉は、現在、福岡防衛局、九州ですかね。防衛局のほうで漁業者とやっておるといのが現状でございます。

そういう形の中で、それに附帯というよりも、緊急時の避難の中に、本町にかかわることは、エプロンのいわゆる駐機、飛行機を駐機させるところ、これの整備と、それから緊急時に避難したときの宿舎、これをつくりたい。そして、行橋に関係するところは、弾薬庫をつくりたいと。このような一応説明が現在あつておるということで、これは八津田地区基地対策委員会、それから築城の基地対策委員会、それから議会の基地対策委員会の皆さんにも説明はしておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 御説明ありがとうございます。住民、町の要望であり、それが騒音対策につながるということも理解できましたし、今現在調査をなさっているところというところも理解することができました。

それで、ただ、住民の目的は、やはり騒音軽減ですよ。しかし、日米ロードマップに記載されているということは、米軍の使用もふえる可能性があるということになると思います。それから、今以上に飛行機の便数が、離発着の回数がふえることは、住民の方は歓迎しないと思うんですけども、その点については、今以上に離発着の可能性がふえるのか、そしてまた、本当に騒音軽減になるのか。今、もしかしたら、そこを数字的に調査もしてくれているのかもしれないんですけども、使用頻度等騒音軽減にならなければ、海側に延ばす理由はないと思うんですが、その辺のことはお話ができているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、防衛省のほうは、かねてからこの絵もいただいております。標的を900メートル海方向に移動した場合、それから、1,050メートル移動した場合とか、それからあとは、750メートルですか、移動した場合にはこのような形になりますよと、そういうふうな説明は過去に受けておりますね。そういう形の中で、今回、ロードマップは、我々はあんまり中身を知らなかったんですね。どういうふうな、なっているかというのは。そして、防衛省のほうから提案に来て、こういうふうな、新田原と、新田原はもう既に要件を満たしておると。

築城は非常に滑走路が狭いというようなことで、緊急時のいわゆる利用ができないというふうな形で米軍から申し入れを受けておるといふようなことで、これは、いわゆる日米安保条約が基本になりますけれども、この中で一応日本は、アメリカとそういうふうな形の中で共同的な形もやるということで、共同訓練も我々受け入れております。1年に52日間ですかね。そういう形で受け入れはしておりますし、その一環であれば、当然我々としては、一応国と話をして、日米再編の交付金もいただいておりますし、いわゆるこっちの利用ですかね。訓練利用という形で、これは了解。6つの飛行場のあるところの皆さんとは約束しておるといふことで、その6分の1が私ども築城基地だと、このように考えておりますので、これは、国とアメリカの約束を我々としても認めておるといふのが現状でございますし、この範囲内であれば、我々は国に何も言うことができないということで、もしこれを離脱したことがあれば、また話をしていく必要があるかなと、このようには思っております。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 国に何も言うことはできない。ただ、やはり容認してはいけないと思います。仕方がないけど、できるだけ住民の生活に配慮してくれ、そういう要望は町長からも、うちの基地対策の皆さんからもががん出していただいておりますが、町長からもどんどんお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

米軍用弾薬庫及び米軍宿舎整備、オスプレイ駐機に関する町の対応についてということで上げさせていただきました。

町長は、今のお話では、新聞報道の言葉どおり、この一連の事業について、交付金をもらえるならオーケーと考えていらっしゃるのを読ませていただきました。そうなんですよ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 交付金だけではございませんけど、別に我々の要望は要求して、滑走路を延長されれば、交付金の対象になると。そして、宿舎はならないという形でございます。宿舎は非対象手段なんですね。国有提供施設等所在市町村助成に関する法律の中の対象資産と非対象資産がございます。そういうふうに非常に法律詳しいんですね。そういう中で、それで、対象資産は直接訓練のように供する施設と、このような形で滑走路、それから、エプロンは駐機場ですかね。これはなると思います。そして、弾薬庫もなります。しかし、宿舎はなりません。それから、本部の建物とか、そういうのはなりませんので、それはそれとして、一応プラス2の中でやるという形になって、その後、いわゆる標的、移設を海のほうにやってもらえれば、これは両方の考え方が一致したんだと、このように考えて、基本的には、やっぱり財政的には助かるなという話になります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 施設整備で交付金をもらっても、住民の皆さんがもらったという実感が多分あんまりないと思うので、今、不安の声がたくさん出ていると思います。施設整備により航空自衛隊築城基地の米軍使用頻度は多くなるのではないかと。そして、過去に沖縄で発生した米軍による悲しい事件から、米軍が築城基地にいる間は私の娘を外に出せないとか、弾薬庫の中に何が入っているかわからない。わからない状況ですよ。それは不安である。もし放射性物質とかが入っていて、それが漏れる可能性はないのかという住民の不安の声は、私の耳にも届いておりますし、町長にも届いているのではないかと思います。

また、オスプレイ配備に関しては、今夜、築城基地に1泊するとのことでございます。何も事故がないのを祈るばかりでございますし、町長も来るなら海側から来てくれという、そういうコメントを新聞報道で読ませていただきまして、全く心配していないわけではないと思うんですけども、横田基地は、一番最初に来たのは、6月23日に一時立ち寄りだったんです。その後すぐ10月には正式配備になりました。今後駐機がふえるのではないかと、正式配備になるのではないかと不安の声はとっても多いと思うんですけども、今後の予定について、町長は何かお聞きでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今、宗さんが心配していることは、私は杞憂だと思います。というのが、私ども米軍の常駐は築城基地にはあり得ないと。このような形で、ただし、緊急時の避難という形になれば、これは当然使う形になろうと思います。

緊急時とは何かというと、やはりどこかの国ともう、いわゆる交戦状態になったときとか、そういうのが緊急時の避難じゃないか。あと、もう一つは、機体の故障でやむなく築城基地におりなければいけない。これがやっぱり緊急時の避難じゃないかなと我々は考えておりますし、それで、日米共同訓練の中で使う分は、これは日にちが限られております。そのような形の中で使うのは、これはもう我々協定をしておりますし、これはもう認めざるを得ないと。このような理解を。

しかし、今、先ほど言ったように、米軍の常駐化、それは全く考えていないし、これは、もしそのようになれば、またこれは町民上げての反対運動になろうと。というのは、昭和43年に板付基地が撤去するときに、この築城に来るという話がありました。そのときに、町民上げて、もう本当に、我々はまだ高校生だったんですけども、すごい町民運動というふうなことで、町を上げて反対運動をして、来ないようになった経過もありますし、それから、28年までは占領軍によって占領されておりました。そのときにはいろんな事件もあっておりますし、それはそれで

非常に、まあ米軍が常駐という形の話は全くございませんので、安心していただきたいと思いま
すし、そういうことで、またそのように話が来れば、皆さんといろいろ対応を考えながら話をや
っていく必要があると思いますけど、これは多分常駐という形になれば、町民総意で反対とい
う形になるんじゃないかなと思っておりますので、しかし、これも心配しないでほしいというこ
とで聞かれたらおっしゃっていただいて、もうとにかく訓練は52日間、築上町で行うと。そし
て、日出生台で行うための訓練でオスプレイが今晚来て、あした朝ですかね、飛び立っていくと。
こういう形で、これは訓練の中の一因だということで、オスプレイはこっちに配備というのは全
くありません。航空自衛隊でございますんで、陸上自衛隊がオスプレイの管轄ということで、今、
佐賀のほうで一応話があつておるようでございますけれど、海兵隊が来るようなことはないんで、
オスプレイは来ませんので御安心ください。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 町長からありがたい答弁をいただいたと思っております。オスプ
レイが配備になるようであれば、また、米軍基地がこちらに来るようであれば、町民を上げて反
対運動が起こる。その先頭に町長は当然立ってくださるといふ答弁だったと信じております。ど
うか今後も住民の安心安全のため、そして、やはり私どもは基地と共存して生きていかねばなら
ない町村だと考えております。しかしながら、それは住民の安心安全の上にしか成り立たない。

横田基地の話を少しだけさせていただきますと、オスプレイが6月23日に、先ほども申し上げ
ましたが、一時立ち寄りで来たはずなのに、10月1日が正式配備で、横田基地にはもともと
協定があつたと思ひます。配備の予定はあつたと思ひます。一応オスプレイが夜間飛行とか、住
宅地や学校の上を飛ばないようにというルールがあるにもかかわらず、我が物顔で学校等の上を
旋回しているという記事がいろんなところにございました。一時的なら仕方がない。しかし、な
し崩しになる場合は、町長、ぜひ体を張って住民の安心安全を守ってください。切に願ひまして、
私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（田村 兼光君） それで、ちょうど切りがつかまして、間もなくお昼の休憩時間がやっ
てきますので、このまま続けますと質問を中断することになりますので、午前中の質問はこれで終
わります。再開は午後1時からとします。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に3番、鞆野希昭議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 3番、鞆野希昭です。

昼から、皆さん、おなかも膨らみ眠たくなることと思いますけども、私は、今現在の住民交流会、住民防災組織、コミュニティ・スクール事業の行う中での問題点や、今後改善したいと思われるところが多々あると思いますので、そういうところを御質問したいと思います。

なぜこれを選んだかと申しますと、町の魅力づくりは何かと考えたときに、安心して暮らせる町、それはどうすればよいのか。いろいろあると思いますが、私は、福祉、防災と学校を核とした活動を今回取り上げ質問することといたしました。

助け合いの精神として、人は一人では生きていけません。それぞれの存在によって世界が成り立っています。だからこそ、自分でできることは自分で対応が基本です。

しかし、体が不自由であり、自分でできることに限界がある場合もあります。誰でも病気になり、誰でもいつかは年をとりますが、病人や高齢者、認知を持つ、障害者になりハンディを持つということは、皆さんなりたくてなるということではありません。可能な限り自分のことは自分でした上で、それでも対応できなければ隣人や行政に助けを求めますが、そういう人たちが温かい手を差し伸べる組織として住民交流会を実施していると思いますが、最初にその方たちが地域で、有事の際に助けを求める暮らしの中の組織として自主防災組織があると考えています。

そこで、自主防災組織のことについてお尋ねします。

この自主防災組織を行っていく上での問題点についてお聞きします。内容としては、現在の自主防災組織の考えとして、それぞれの自治会では災害想定方法も違うと思いますが、自主防災組織の考えにそれぞれの自治会で格差があるように感じておりますが、どうなんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

自主防災組織につきましては、築上町の地域防災計画の中に自主防災組織の整備計画というのがございます。今現在、66自治会ございますけれども、そのうち自主防災組織を組織していただいているのが、57の自治会のほうで組織をいただいております。組織率といたしましては86.3%でございます。

鞆野議員さんがおっしゃりましたとおり、おのおのの自主防災組織の中でのいろいろな考え方、取り組みの仕方というのが、やっぱり地域の格差があるというのは、こちらのほうも感じているところでございます。

また、自主防災組織において、自主的に講演会を行いたいとか、防災の訓練を行いたいというふうな、役場のほうに申し入れがあるところもございますし、全く何もアクションがないというところもございますのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） そのような現状をつくったと、生み出したというのは、やはりこの組織を立ち上げるときに、災害対策基本法の法則、第5条で市町村の責務と。その中の第8条2項において、自主防災組織を立ち上げなさいと。それで、町としてはそれぞれの自治会に期限を定め、自主防災の組織を推進してきたのが実情ですよ。

そのような中から、やはり一部の自治会を除き自主防災組織の独自性、自主性が育たず、行政主導の組織になっていませんかと一つ思うんですけども、その自主防災組織の中の、それぞれの名簿づくりや活動の根本的な内容をつくったのには、自治会に一任したため、自治会の役員を除き、一般の方は自分が何の役目をしたらいいのかとか決まっても認識がないと。

そういうところの認識を、今からまた考え直すためにも、行政主導の組織になった現在の防災組織を見直すとか、そういうふうなお考えはありますか。副町長、どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 私は防災の避難訓練としては、高塚、湊、安武ですか、3地域して、現実に皆さん方の参加率が高くて、隣の家の方が、どういう方が住んで、どういう状況だというのを、やはり一人一人きちんと把握しないことには、「さあ、いざ」という動く段になりますと、隣の人は誰が住んでいるのか、住んでいないのかというのがわかりませんので、今後そういう自主組織の勉強会、先ほど言っていました住民交流会については、やはり一度具体的な研修が必要じゃないんじゃないかなと思っております。

そうしないと、多分、動きが現実には——きょう、南海トラフが出ておりましたけど、そういうときには動けないんじゃないかなと思っておりますので、そういうことを前向きに取り組んでいけたらとは思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。

やはり防災組織の中でも、隣組単位の助け合いができれば、本当に住みやすい町になるんじゃないかなと自分でも思います。

次に、防災組織で私たちの日常生活における災害の予防としては、自分たちでできることを繰り返し行うことが重要だと思います。

この間、静岡県に議員研修で行ったときに、静岡の学校の生徒は「地震だよ」と言ったら、机の下にすぐ潜り込むそうです。そして、防災頭巾ち言うんですか、戦争のときに頭巾をかぶるような、その頭巾も頭からかぶって避難するそうです。それはどうしてかといいますと、静岡県県

内では、椅子に敷く座布団のかわりに、そういうふうな防災頭巾を配付しているそうです。

そしてまた、子供たちも「地震だ」と言ったらすぐ防災頭巾をぶって、机の下に潜り、先生の指導に従い避難するそうです。やはり、それは日常の訓練があればこそと、そういうふうに言われておりました。

今、私が言いたいのは、日常の私たちが生活する中で、家庭内でどのような避難の準備をした方がいいのかというのは、なかなか統一ができていないと思うんです。例えば、緊急避難持ち出し袋の準備、これはやっぱりしているところと、していないところもあると思います。

それと、日常の家庭内での避難訓練。例えば、寝室で寝ている間に地震がありましたと、ガラスが割れました、タンスが倒れました、さあいざみんなで逃げるぞといったときにも、ガラスが割れれば素足で逃げることは到底無理です。やはり、寝室の下には、ベッドの下や布団の横には、そういうときにスリッパや上靴等を準備して、そして逃げると。

それと、逃げる途中に冷蔵庫が無事であれば、冷蔵庫の中から冷蔵庫で保管しているもの、緊急時の食料、そういうのも持ち出して逃げればいいと。それで、女性の方は冷蔵庫のどこに何が入っておると、ちゃんとわかっていると思うんですけども、停電で冷蔵庫をあけて、冷蔵庫の中が真っ暗かったら、ハムやすぐ食べられるような食材はどこにあるんだろうかと、なかなか男の私たちではわかりません。缶ビールのありかはすぐわかるんですけど。

それで、そういうところのやはり指導、そういうのを町のほうで広報や防災無線や、そういうのを通じて逐次、日常生活の中での避難方法とか、そういうのを今後流すような計画はありますか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

出水期の前に、多分、広報の6月号か7月号に関しまして、毎年、一応、そういう大雨の関係の分は広報で記事は掲載しておりますけども、今、鞆野議員さんから御提案ありました、そういうふうなやつは今後また広報等を通じて掲載をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） やはり日常で繰り返すことで、体に覚えることが災害が発生したときには大変役に立つそうですので、よろしく願いいたします。

それと、災害が発生したときに、社会的に弱い立場にある人たちの災害弱者対策が重要だと言われておりますが、町のほうについてはどのようにお考えですか。

例えば、私は、災害弱者を出さないための防災弱者対策が重要だと思っております。防災弱者とは、家の耐震補強をしたくてもできない人、家の中の家具や電気製品を固定したくても、体力、

資金などの関係で防災対策ができない人たちに手をかすべきだと思います。これが災害弱者をなくすための唯一の手段であると思います。

防災対策は全ての事前対策が重要課題です。災害が起きてからの対策も大切ですが、事前の防災弱者対策を優先しなければ、安心安全なまちづくりはできないと思います。すなわち、自主防災組織の使命と活動は、ここにあると思っています。

町は事前対策を行いたいですが資金面で苦慮している人たちの支援を、手厚く行う考えはありますか。町長、どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、一応、障害者の避難所はお願いしながら、随時開設をお願いしていくということで了解をとって、今、3カ所ありますかね。そういうことで、あとまだ足りないという形になれば、それはそれで避難所を設ける。

それとやっぱり、きのうのテレビにありました。災害の危険のあるとき、避難しがたい人は事前に避難していただくということで、これは地震の想定だろうと思いますが、地震が来るかもしれないという警報が出たときに、事前に早く一応、避難をしていいただくと、そういう制度も今後やっぱり必要だろうというふうなことで各自治体が検討しているという。特に、東南海の発生で被害を受けやすい太平洋沿岸ですかね。きのう、たしかテレビでやっておりましたけれども、本町もやっぱりそういう一つの予期せぬ災害に対しての、いわゆるある程度のおそれがあるといった場合には、そういう避難所をつくる必要もあるかなと、このように考えているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 今、町長がおっしゃられたことは災害が発生してからどういうふうに避難をしてもらうかと。事前に避難をしていただきますよと。

私が言いたいのは、地震の対策として、家具やそういうのを固定したくても固定できないと、耐震補強ができないと、そういうところにつきまして、町の補助金とか、そういうのをつけて、社会的に弱い立場にある人に補助するかどうか、今後の考えになると思うんですけども、そここのところの考えをもう一度お知らせしていただきたいなど。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、該当の皆さんあたりと相談しながら、そこまでしないでいいよという方もおると思うんで、一応、こういう話が議員さんから提案があったかどうかという相談を障害者の会とか、いわゆる弱者の皆さんの会がございしますが、そこらの皆さんに相談しながら、ぜひ必要だという形になれば、それはそれでつくっていきたいと。今申された、実際、そこまで今まで考えていなかった。提案があれば、それはそれでちょっと相談をして、必要だと

いう形になれば、当然措置を講じるようにしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 相談する前に、町としては弱者の人を助けますよと。そういう要望があれば、障害の区分とか、現在住んでいる状況に応じてどんだけぐらいの補助を出しますよとか、そういう回答が欲しかったんですけども、検討してみてください。よろしく願いいたします。

それと、自主防災組織は、先ほども申しましたように、町からつくりなさいと言うてつくるんじゃないなくて、自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織だと思います。

そして、防災の原点は住民の安全安心の意識を高め、逃げたり、諦めたりするのではなく、災害を迎え撃つことが大切だと思います。そのためには、自治会の延長のような形ではなく、それぞれが、家庭、地域、行政の役割分担を明確にして、その使命と役割をしっかりと認識する必要があるとも思っております。

そして町は、自主防災組織の育成と支援とともに、積極的に力を注ぐことが緊急対策と同時に平常時にも地域での安全活動ができ、児童生徒の事故防止、オレオレ詐欺等の犯罪など身近な犯罪防止にも役立つと思います。社会の安全モラルを支え合い、安全社会の構築に役立つことだと思います。

それと、食品、環境、福祉、防災の全てに通じる鍵は安全安心です。そして、自分の安全と同時に隣人の安全にも心を配る組織づくりを行ってほしいと考えます。

先ほど副町長がおっしゃられたように、防災組織は非常に大事なことだと、きめ細かいところの見守り等が必要だということの答弁をいただきましたので、やはり育成と支援にもう少し力を入れていただき、それぞれの考えに格差がないような防災組織にしていきたいなと思います。

また、これに関連して、福祉課が行っている住民交流があると思いますので、少し質問を行います。

互助力の強い町、互助力の強い自治会をつくりたいと、そういうところで住民課も日夜活動されていると思いますが、今現在、課長さん、その住民交流会でどういうサービスメニューを立ち上げたりとか、どういうことをしたいとか、ここで発表できる範囲があればお知らせしていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課の首藤でございます。ただいまの鞆野議員の御質問に対してお答えをいたします。

昨年度行っておりました住民交流会ですが、これが地域包括ケアシステム構築の一環の中で、協議体というものをつくるものの前段として取り組みをしておりました。

昨年度、5回ほど開催させていただいております。その中で協議体への参加者を募り、本年度からは「協議体」ということで名称を変えまして開催をいたしております。今現時点で2回開催を行って、3回目を来週の12月17日に開催する予定でございます。

この協議体というものが、鞆野議員も先ほどから言っておられました住民主体で自助、互助を中心とした仕組みづくりと地域づくりを行うことによって、介護保険等を利用せずとも、自分たちで助け合えるところは助け合っていくようなことを住民みずから話し合ってもらって、地域資源を活用していただくようなことを狙って行っているようなものでございます。

昨年度の住民交流会と、今年度に入って協議体、もう2回行っておるんですが、今現在はまだそのための勉強会というような形で、協議体委員の皆様にもどのように今後していくべきかというのを、話し合いをしていただいております。まだ協議体の中から、こういった事業をとかというところまでは行き着いていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 今、協議体を立ち上げて、「協議体」と名前を変更して2回と、今度は12月の17日に3回目を開くということですが、今までも5回、交流会を行った中で、私も1回目は参加したんです。2回目はちょうどけがして、2回目以降は参加ができなかったんですけども、その話し合いの中では、皆さんが自分でできるサービスは何かと、そして地域の人がしてほしいサービスはどんなのがあるのかという話し合いは1回目のときからされて、アドバイザーの方も見えられて、こういうサービスは、こういうことをしたほうがいいですよとか、そういうアドバイザー的な方もおられたんですけども、そういう中からでも、どういうサービスを行ったらいいかとかいうことは出ていないんですか。

○議長（田村 兼光君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤です。

現在の協議体になってからも、さわやか財団の方にアドバイザーとして来ていただいております。

実は、そのアドバイザーの方からも言われたんですが、午前中の質問でもありましたように、本町のほうが、事業の紹介が漏れているところが多くて、協議体の中でも、こういったのがあったらいいよねという話が出て、実はこういうのがございますとかというところで、実際にあるサービスとかを紹介して、それで行えているところとかもあるということで、まだ新規にこういったサービスが足りないというところまでがいないところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 首藤課長さんたちも、日ごろから本当に福祉のことで相当な御苦労があると思うんですけども、そういう仕事の中から、それぞれの地域性を生かした、どこどこ地区の方はこういうふうなところを要望していますよとか、それぞれの障害、ハンディキャップを抱えている団体の方は、こういうことを希望していますよと、そういうふうな調査とか、そういうふうな把握は、もちろん仕事の中の一環とは思いますが、あるとは思いますが、そういうところから、こういうふうな活動を行ったらどうですかとかいうアドバイスのところは、課のほうでは行ってないんですか。

○議長（田村 兼光君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課の首藤でございます。

一応、当課のほうからも担当職員と、地域包括支援センターのほうから職員が参加しまして、先ほど言ったような実際にあるようなサービスの紹介ですとかは行っております。

今後については、実は、2回目の協議体の中では、協議体という形ではなくて実際の名称をつけようじゃないかということで、協議体の名称等も話し合っていていただいて、その名称を決定していただいたりしております。

今後については、先進地の方をお呼びして、実際にどのようにして事業等を開発しているのかとか、実際に互助をどういうふうに行っているかとかを御紹介をしながら、住民の皆様とともに、そういったことを模索していけたらと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 私も、きのうインターネットで、鹿児島県の大和村というところの地域包括支援センターの地域づくりというのを見て、本当にできたらいいなと。

ここに事例が出ております。一日中、テレビを見ていた人が畑づくりに精を出すようになった、閉じこもりの人が別人のように元気に明るくなった、孤独に過ごしていた人が近所のアイドルになった等々の意見が出ております。

私たちももうすぐ65歳になって地域の高齢者、私たちのところは老友会と言うんですけども、老友会に入るようになります。そのときに、今のふれあいサロンの延長で、みんなが集まって、みんながそこで趣味的なことができて、そういうふうな話し合いの場ができればなど、そのように、今、同級生と話しよるんですけども。

それと、もう一つ、前の防災と関連が出てくるんですけども、住民課の交流会の中ですか、そういうのと防災組織との連携を図りながら、もし万が一災害があったときには、どういうふうな見守りを行いますよとか、見守りカルテがどういうふうにありますよとか、そういうところまで突っ込んだところで活動をやってほしいなど。

それと、役場の中では横のつながりはあるんでしょうけども、防災とかになりますと、それぞれ全体の横のつながりが必要となってくると思います。

それとか、今、福祉課で行っている住民交流会の中でも、いろいろな要望があって、それぞれの課にお尋ねして、問題提起をしていきたいんだろうと思いますんですけども、それぞれの課が、町長、今、手いっぱいじゃないんですか。そういうほかの仕事は余裕がないよと、今それぞれの課に与えられた仕事だけで手いっぱいだよと、心の余裕がないんだよと、そういうふうな動きをしているなど、そういうふうを感じるんですけども。

町長、やはり職員さんにも気持ちのゆとりを持って、今後、私たちの住みやすい町には、どういうふうな取り組みを行ったらいいかと、そういうところをもう少しきめ細かい町長の温かい見守りができるようなことは、町長、お考えになっていないですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員も一生懸命、仕事をしておりますし、ひいて言えば、よその課よりも自分の課の仕事をやっぱり優先せざるを得ないという、これが現実です。

さりとて人員をふやせば莫大な人件費が要るし、必要最小限の人間で町を運営すると、これはやっぱり基本になればならないと思うんで、余り過剰なサービスもどうかと思うところもあります。

ある程度、皆さんで、ボランティアあたりで、ちょっと恵まれない方には手を差し伸べていくという制度も私は必要ではないかなと思っておりますし、だから、先ほど鞆野議員が一生懸命言われたように地域福祉です。これで、地域の人がどれだけ皆さんとかかわっていくかと。

昔は、いい意味でも悪い意味でも、江戸時代、五人組という制度がありました。そして、その五人組が同じ仲間、その仲間をつくって助け合いを行う。そして、その中の一人が悪いこと——五人組ちゅうても、5軒の家が連帯して、どっかがちょっと不都合なことをやったら責任を負うと。これも江戸時代の制度で、皆さんを助け合いながら、そしてまた牽制し合いながらという制度でございましたけれども、このいいところはまねして私はいんじゃないかなと思います。いわゆる、お互いが助け合うという、そういう形の中で、向こう三軒両隣といいますか、そういう形の中のつき合いができるようなまちづくり、これを私は目指したいと考えている。

その意味でも、先ほど申した住民の組織とか、いろんなコミュニティ・スクールとか、学校教育でも地域全体で行っていただくというようなことで、子育てあたりを自治会の中で行っていたかというふうな考え方の中で、そういうことで、この組織は全てボランティアですよ。

そういうことで、ぜひ地域づくりの中でやっていければ素晴らしい町になるのではなかろうかなと、このように考えておりますんで、何もかにも役場というわけには私はいかないと、このように考えておりますんで、地域の自治会長さんをお願いしながら組織づくり、そして活動をやっ

ていこうと、このような形で、本当、地域の方には自治会長が非常に重荷になります。もうしたくないという自治会長さんもおります。こんなに役場の仕事があるんかという形もございますけれども、これを全て役場の職員が自治会長の役割をやれという形になれば、またそれぞれ各自治会に一人ずつ専任の職員が要するというような形になるんで、そこんところは効率的な形で地域の協力を得ながら、一応まちづくりという福祉のことも大事です。そして、皆さんの災害の防除、避難、これも大事でございますんで、そういう形で、ぜひ地域での取り組みをお願い——これは基本的には無理強いはできないんです。報酬を出してやればいいんですけども、報酬がないという形の中で、自分たちのことは自己自立でやっていただこうと、こういう精神でいただいておりますんで、役場のほうはお願いをしていくと、これしかないわけでございますんで、そこんところもどうぞ御斟酌の御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 町長、私もそこはちゃんと理解しております。

やはり、今、介護メニューにあるサービスじゃなくて、この住民交流会において、インフォーマルなサービスができると、メニューにないサービスを地域の人が立ち上げて、地域の人がお互い助け合っているようなサービス体系ができるのではなかろうかなど。それで、住民交流会のほうにも相当な期待をしておりますんで、首藤課長、よろしく願いいたします。

やはり、今、町長がおっしゃられたように向こう三軒両隣と、お互いが迷惑をかけながら、お互いが助け合いながら生活しているような状況ですので、やはり地域の中でできることは地域で行う、自分たちの力をつけると。そのために、やはり行政としても少しそういうふうな助け合い運動が重要なんですとか、そういうふうな講演とか、そういうお知らせとか、そういうのを力を入れてほしいなと思っております。

それと、コミュニティ・スクールの関係ですけども、コミュニティ・スクールも、やはり地域に根をおろした、子供を見守る大変重要な仕事だと思います。

現在、コミュニティ・スクールを行って、おじいちゃん、おばあちゃんの知恵袋的な考えの交流会とか、障害を持っている方たちとの触れ合いの交流とか、そういうところまで、まだ今からとは思いますが、今後そういうふうなお互いの交流を考えているような計画はありますでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、コミュニティ・スクールの場合は学校校長が提案をして、それで、地域の皆さんが、いわゆる委員さん、10名程度それぞれ学校におると思いますが、校長が提案したのに同意をしながら運営をしていくという形になるんで、町からこうしなさいとい

う指示はございませんけど、学校独自の運営で地域ぐるみの、いわゆる皆さんが参加できるようにという形の当初の目的はお願いをしておるけど、具体的な中身というのは、それぞれの学校にお任せしておるというのが現状でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 教育委員会さんのほうでは、そういうふうなコミュニティ・スクールに関しての問題事項とか、そういうのは耳に入っていないでしょうか。課長、どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

コミュニティ・スクールにつきましては、今、町長も言われましたとおり、各学校で特色のある活動を、学校運営協議会の中で議論をしていただいて活動していただくという形になってございます。

今のところ、コミュニティ・スクールの活動を通して、いろいろ上がってきているということにつきましては、児童生徒の安全確保ということについて要望が上がっているというところがございます。

交通安全指導のグッズ、帽子とかベストとか、そういうものを配付してほしいとか、飛び出し注意等の看板の設置をしてほしいとか、そういうところの要望が今のところあっているところがございます。

学校教育課としては、対応できるものは対応しながら、また、他課に関連する案件につきましては、担当課のほうと協議をしながら解決に向けて実施をしていきたいというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 国東半島のほうでイエローフラッグ運動、それぞれの家に黄色い旗を出すと、その旗が出ていないところのおじいちゃん、おばあちゃん、その家の方はどうしておるんだろうかと、そういうのも学校の児童生徒たちがその通学路を通るときに、あっこのおじいちゃん、おばあちゃんのところには旗が出ていなかったよと。そして、学校にお話しに行って、学校の校長がそれぞれの自治会、その責任者の方に電話をして、そして、その責任者の人がその家に訪ねていくと。そして、ある話なんですけども、訪ねて行ったときに、ちょうどおばあちゃんが気分が悪くて倒れとったと。そして、子供たちがやはり気にかけてくれとったんだなというところで、そのおばあちゃんも子供たちが帰るときを待つとって、ありがとうとお礼を言いながら、あめを渡したりとか、また今度は挨拶をして「こんにちは」と。そして、それぞ

れ話すうちに、そのおばあちゃんのところに子供が上がってきて、おばあちゃんたちに、それぞれおばあちゃんたちの若かったころの時代の話を聞くのが、子供が楽しみになって寄ってきだしたと。

そしたら、近所のお年寄りもそこに集まって、そこでお話しするようになったと。そこで、サロンの延長みたいなことができた。そういうこともありますんで、やはり、子供たちにもそういうふうなお話もしてやるし、住民交流会の中でも、そういうふうな話で、こういうこともできるんじゃないだろうかとか、そういうところを、またみんなで熱く話していただければいいなと思っております。

やはり、町長が言いましたように、自治会の中に向こう三軒両隣と、そういうふうな助け合いがあります。そういうふうな昔からの互助の強い地域にしていくためには、やはり互助力の強い地域にしましょうと、粘り強く一人一人の意識の啓発が大事になってくると思いますんで、そういうところの勉強会等も今後していただけたらなと思います。

本当、皆さんが理解してそういうことができれば、今以上、ずっと住みたいと思うような町になってくると思いますんで、皆さん、頑張ってください。私も応援していきたいと思います。

最後になりましたんですけども、空調設備のない小学校の対策について、現状と今後の進め方について、教育課長さんに御質問いたします。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

町内小学校の空調設備の設置状況でございますが、今現在、小学校全8校のうち6校につきましては、冷暖房が完備をされているというところでございます。残りの2校、具体的には、八津田小学校と下城井小学校につきましては、除湿設備のみということになってございます。

また、その設備も両校ともに設置から40年程度が経過をしておりますして、老朽化により機能が低下をしているというのが現状でございます。

今後の対応についてということでございますが、両校ともに新たに冷暖房機能を完備した空調機器の設置を、今、計画をしております。

具体的には、八津田小学校につきましては、建てかえを予定しているという状況の中で、なかなか国あるいは県の補助事業のめどがつかなかったというところでございますが、今般、国の平成30年度補正予算で措置をされましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というのできました。これに申請をしていたところ、事業の内定を12月4日付で国のほうからいただいたところでございます。

今後、交付申請等の諸手続を経まして、また、関連予算を来年3月議会に補正予算として計上をさせていただきまして議決をいただいた後、速やかに工事着手をしまして、できるだけ速やか

に工事完了をしたいというふうに考えています。

また、もう一校の下城井小学校につきましては、補助率の高い防衛省事業での整備を今のところ計画をしております。現在、九州防衛局と協議をしているというところでございます、これにつきましても協議が調い次第、事業に着手をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 確認をして申しわけないんですけども、12月4日付で補助事業が認められたと、これは空調等も含んだところですか。それとも、施設の安全対策上の補助金ですか。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

これは空調機器の設置について、事業内定を受けたということでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 12月4日で内定を受けまして、ことしいっぱいは例年どおりというところになってくるんですね。

子供たちは寒いときに、やはりどうしても肩が張るとか、寒くて寒いなど、授業を受けよっても「寒いね、先生」と苦情が出ると。やはり同じ町内に住んで、ぬくいところで勉強できる子供、震えながら勉強する子供、そういう差があるというのは大変おかしいことだと思っております。

どうかもう少し歩調を上げて、どうにか子供たちに暖かい教室での授業が受けられるような対策を町独自でも考えていただきたいと思います。町長、そういうところは……なんか町長の顔を見たら「それはお前」ちゅうて。どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 極力そういう形にはしたいということで考えておりますけど、やっぱり学校あたりそれぞれ差があります。本当に合併したときは、相当雲泥の差でした。それを同じ水準に持っていくというか。

それで、八津田小学校の場合は建てかえがあるということで冷暖房はどうかと思っていたら、何か内示が来たというような話も今、聞いたんで、これはまた後で補助金を返せと言われんがいかんと思うんですけど、基本的には。そこんところをちょっと本当に同じ環境という形は、一つの学校にするしかないんです。それはそれで私は反対だということで、それぞれ特色を持った教育をしてほしいという地域的な学校で、一つにするなら同じ環境になりますけれど、それは私

は否定をしておりますので、地域に学校があつて、学校とともに地域が一つのコミュニティーをつくっていくと、これがやっぱり基本だろうと思いますし、不足した分は少しずつではございますが補つてはまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 私は、同じ環境にしてくれということじゃなくて、最低限のレベルのところで足並みをそろえていただけませんかというところをお願いをしたところです。

それでやはり、子供たちは本当に元気な子ということがありますけれども、やはり寒いときには大人と一緒に寒いんです。暑いときには暑いんです。そういう子供たちに対して、そういうことがまだ12月4日から来年度にかけて事業をするというところになりますと、今年度の寒い時期には、気持ちの問題でもいいんですけど、気持ちが温かくなるような支援とか、そういうところを少し考えて、子供たちの気持ちが温かくなり、教室も暖かくなるのが一番なんですけども、子供たちに前向きな姿勢じゃないんですけども、本当に大人が見守ってくれているなというところを見せながら、勉学に励んでほしいなと思っておりますので、これからもまたよろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 今の御質問の中で、その寒さの対策については随分前からストーブを各教室には配置して、寒さに対する対応はずっとやってきておりますので、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 今、教育長、ストーブと言われたんですけども、このストーブが学校に聞けば大変危ないそうなんです。低学年の子供たちは、やはり教室で元気よく活動されるそうです。その中に手袋を投げ込んだりとか、それぞれ自分の持ち物を投げ込むとかというところで、目が離せないような危険な状態になるそうです。

それで、ストーブを使って暖かくしてあげたいんですけども、先生はやはり子供たちの命が大事ですから、けがのないように、自分の目が届かないときには子供たちに説明して、ごめんなさいねと言いながらストーブを切る場合もあるそうです。

そういう先生たちの子供に対する温かい気持ち、見守りの気持ちも本当にありがたいと思うんですけども、そういうストーブだけでは解決できないところもありますので、本当に大人の温かい目で見守ってあげると、そういうふうな姿勢で子供たちにももう少し頑張ってくださいよと。

そういうところで、本当は下がりたくないんですけども、まだまだシザイを入れて、ぬくい教室で勉学に励んでほしいなという気持ちがいっぱいありますが、今あるシザイで子供たちに温

かく勉強していただけるように、行政、教育委員会のほうでもしっかり取り組んでほしいというところをお願いをして私の質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩をいたします。

再開は午後2時からです。

午後1時46分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に、10番、塩田文男議員。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 通告に基づきまして質問に入っていきたいと思います。

職員の服装についてということで、以前、町長と総務課長、雑談があったんですが、いろいろと動いてくれているみたいなどころも聞いてはいたんですが、ぜひ皆さんにもかかわることなので、改めて認識をしていきたいなと思い、質問を出していきたいと思います。

職員の制服ということで、ちょっと今先ほど気づいたんですけども、これは総務課長に大体聞けばいいかなと思っておるんですが。皆さん、築上町のバッジをつけている方とつけていない方がいるわけですが、それは、きょうつけていない理由とかを今聞くわけじゃなくて、このバッジは一体どういう配付をされたのか、どういう理由で配付を、いつつけなさいとか、つけなくてもいいよとか、そういった、どういう形で、それを皆さんにお配りされたのかを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） このバッジ、ちょっと私、何個ももらっていないんで、背広ごとに朝、かえりゃいいんですけど、ちょっときょうはつけてないでごめんなさい。謝りたいと思います、冒頭で。

これについては、バッジをつくるに当たって、合併後、賛否両論ありました。なぜつくるんか、つくる必要ないんじゃないかというような形で意見があったんですが、やはり築上町の職員としての誇り、そして自覚を持って仕事をしていただきたいという形で、町章をバッジとして全職員に配付して、つけるようにしているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） この質問の大もとはそこにあるんですよね、意識なんですよ。

答弁してもらった副長もつけてないわけですけども。洗濯物がとか、2枚、1個しかないからとかいうのは理由にならない。

私も議会、なりたてのころ、このバッジをもらったときに、日ごろ、この議場では規則というカールの的なものがあるんで、つけますけども、普段つけていないんで、自分の支持者から「お前、何でつけんのか」と、自分で最初に思ったのは、ちょっとこう何か威張ったようなイメージがあったわけなんですよ。そんな話を簡単にしたら、「俺たちはそのバッジをつけてもらうために歯を食いしばって一生懸命戦って応援したんぞ」と。

ですから、いつも、きょうもけさもそうですけど、やはりネクタイを締めたときに、気を引き締めて、バッジをつけていくところへいかないと、背筋を伸ばして、朝出勤、出るわけなんですけども、今そのつけてないのも皆さんの意識。皆さんはやはり課長さんという立場でトップにおられるわけですから、そこで制服についてお尋ねをしていきたいと思います。

築上町の職員の皆さん、きょうこう見たら、制服のように見えるけど制服じゃないんですよ。築上町は職員は制服をつくっていない。昔、制服があった時代もあったみたいですけども。じゃあ制服が、つくるのかつからないのか、つくらなければ、どれぐらいのスタイルというような、そういったところで質問していってみたいんですけども。

まず、町長の考えも聞きたいんですけども、事務職、支所・本所の事務職の中で、派手な職員、派手というのは何なんかというと、例えば激しく言えば、白のスーツとか赤のスーツで来る人はいないんですが、私はそういうふうには派手と思うんですけど、要するに、恐らく男女問わず、おしゃれな、で、おしゃれも僕は大事と思うんですよ。身だしなみもですね。清潔感とか、おしゃれも非常に大事なんです。だけど、派手と言われる職員も、じゃあ何を派手と言われているのか、そこ詳細わかんないんですけども。

一番最悪なのが、不潔で、あれ職員かというような方もおる。僕も何回か遭遇をしていますけど、本当、今布団から出てきたんやないかちゅうような格好して、これ極端ですがね。そういうふうな状況。名札していたから職員かと。これ僕じゃなくて住民の方からも聞いたんですけども。

そういったところで、今後ですよ、今から、制服、で、課長さんたちは、やはり部下の方たちに、その格好はあんまりだとか、その爪はそこまで伸ばして、色はピンクだとか赤とかと、何かそういう指導をしていかないけん。そういったときに、まず課長さんたちが、きょうのバッジを初め、その意識から入ってもらわないと、これいつも失敗するけん、意識から入ってもらうために、非常に大事なことと思ってますんで。

まず、うちの築上町の場合は制服がないというところから、制服がないからこのようにルールをつくっていますと。これは条例とか要綱とかじゃなくて、職員だけの最低限のここら辺のライ

ンと。

だから、誤解しないでほしいのは、これは威張って、制服のこととかあんまり言いたくなかったんですけど。そうしないと、今度、囑託の人たちなんですね、あなたたちの部下の下に囑託の人たちがいて、その人たちが期間限定であるからですね。でも、そのルールが守れなかったら囑託職員になれないんだよという指導ができないんですよ。

だから、そういった面で今後、どのように、総務課長に聞く前に、町長の考え方ですか。で、ちょっとお尋ねしたいんです、答えられる範囲で。

○議長（田村 兼光君） 誰か答えんか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、服装が自由という形でございます。というのが、やはり余りおかしい服装ですかね、それは不衛生な服とか、それとか何ていうか、服装だけじゃありません、爪に、女性の方がですね、派手な爪のネイルをしてくるとか、そのほうは、やっぱり慎むべきだろうと思いますし、基本的には清潔で質素で、そして美しさも必要だろうと思いますけどですね、そういうことで、通常の服装であれば、私はいいいんではないかなと思っております。

制服、制服という話もありますけれども、よその役所は制服、大分つくっておりますけれども、もう制服がないのが伝統になっておりますし、それでやっぱり町費のほうも若干浮いておるといふ形になります。

ただし、私が感ずるところは、いつも作業服を着て職場に来ておると、これはいかがなもんかなと思います、基本的にはですよ。作業服を支給しているのは、外で作業をするときに、この普通の服装じゃ汚れるから作業服に着がえて仕事をしなさいということで作業服は支給しておると、私はそのように考えておりますが、多くの職員が作業服を着たまま事務の仕事をやっておるといふ、これはいかがなもんかなと私は思っておるので、少しずつではございますが、注意はしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 制服をうちはしていないということなんで、そっちのほうの話からしていきたいと思います。制服がなければ、普通の、今言った普通の服で、派手でも何でもない普通の公務員としての姿ということなんで、それには、やはりマニュアルというんですか、大まかなマニュアルというんですかね、ある程度のマニュアル、口で言うんじゃなくて、それを作成するべきではないかなと思うんですよ。

ちなみに、ちょっと話が少し飛びますけども、服装は自由なんですけど、職員に制服代みたいな何か補助というか、給料で出たりはしているんですか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。職員に対して、制服代というような名目の手当等はございません。ただ、作業着とか、もしくは生涯学習課等はスポーツの関係がございますので、そういうジャージといいますか、そういう部分の貸与という形で、町の公費から購入をして、3年間とか5年間とかいう被服規程がございますので、それで貸与しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） わかりました。

町長、今うちは制服で行かんというんですけどね、行かないなら行かないで、そういったマニュアルですか。で、今やっぱり時代も変わってきて、昔は、僕ら学生時代のとき、頭髪検査とかあったんですが、今、茶髪でも違和感ない。男性も女性も職員がもし真つ茶で来たら、昔ならですよ、ちょっとその髪の毛どうかせいというようなイメージがあるけど、今はそうないんですよ。だから、一つ一つ変わっています。例えば、爪にしてもピアスにしても、いろいろ地味な、派手でもない、これぐらいならというようなラインもあると思うんですよ。だから、制服がないならないなりのマニュアルをつくるべきと思いますが、それについては、町長、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、余り私はがんじがらめにしたくないと思っております。というのが、やっぱり先ほど言った、誰が見ても、そして本人が、これであれば皆さんから笑われない服装であるというふうな形であれば、私はそれでいいんじゃないかなと思っております。

例えば、無精ひげ生やした職員は、ひげそらんかということで、ひげぐらいそってきなさいよという、そういう話はしておりますし、やっぱり清潔で、やはり公務員らしくという形の、それはもう本人が自覚すれば、私はわかることじゃないかなと思いますし、いろんな形で制約をする気持ちは全くないんですが、普通の服装で出勤してほしいというのが、私の考えておるところです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） それじゃ、町長、きょうこの質問を機に、今ひげの話も出ました。それもみだしなみですよ。本当に今までずっと、それなあなあなんですよ、ずっと。誰か注意したかなって言ったら、注意したのかしていないのか、仮にしてなかったら、また一緒、もっと悪いんですけど。

きょう私のこの質問、がんじがらめにしたくないとか言いますが、そのがんじがらめという意味が、ちょっと伝わらないんですけどね。普通の服装でがんじがらめとかなないですよ。ただ、

課長たちが指導できるために、そのマニュアルというのはあったほうがいいんじゃないかと思う。

じゃあ、それつくらんといえば、きょうの質問を境に、そういった人が絶対いないという自信のもとに向かっていってくれるならいいですけど、町長、大丈夫ですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 異様な格好で来れば、当然、課長のほうから注意するということで、そのところは普通、公務員らしい服装という、やっぱりある程度そうすれば、自覚すれば、私はわかるんじゃないかなと思いますし、そのところで余り異常な服装をしておれば、私が見た目で、課長は注意なさいよという話はしても結構だと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） もう一度お尋ねします。公務員らしい服装を、町長、教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、清潔で、異様な雰囲気に見えない服装ですね。これは難しいとは思いますが、何て言うか、男性にしても、いろんな、ちょっとこう異様な雰囲気に見えるような服装もありますよね。これ着ちゃったらとか、そういう形で、ちょっと何て言いますか、やくざっぽい服装といいますかね、そういうのがありますよね。

女性だって、それが平常時の服装じゃないという服装もあると思います。そのところで、私が見た限り、ほとんどそういうのはいないという形になります。ただし、服飾というものが、飾り物ですか、それでは若干あるような気も、聞いたこともありますし、そういうのは公務員らしくということで、もう余りイヤリングあたりは、もうしないほうがいいんじゃないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 町長、その今の町長の答弁なら、言葉にちゃんとしてまとめたほうが僕はいんじゃないかなと思うんですよ。異様なとかね、新入社員に異様な服装で来ないようにと、うちは、築上町は制服ないんで、異様な制服で来ないように。大きく分けて、会社、自営業者、自営商店の方で服装なんですけども、ほとんどの会社というのは、事務員さんまで、やっぱり制服ってあるもんなんですよ。

よく、じゃあ最近で言えば、IT関連とか、ユニクロとかいう、会社行ったらみんなこうラフな、こう普段着じゃないかと。それは会社の中はそうなんです。ああいう会社なの。しかし、テナント行くと、全て制服もあるんです。制服って、やっぱりものすごく大事なんですよ。

この場で、僕は課長たちが一番言いづらいんじゃないかなと。特に囑託とか、その日に、例えばこういう格好をしとけ、いちいち格好を指摘するのも辛いんじゃないかなと。だから、こういった形の服装でと、しまいには、女性もサンダルでヒールの高いのとかですね、一日はただけでちょっとみんなと違うねみたいなの、それが本当にそれじゃだめよと、だめって何も、どこにも書いてないというような状況になるんで、そんなに変なですかと。そんな考え方で、多分課長たちも言いづらいと思うんですよ。もうちょっと、ごめんなさいね、意識を持ってもらいたいですけどね。

次の項目でも、出先機関というのもあるんですが、例えば生涯学習課、公民館とかある、産業課、し尿施設とかですね。環境課でRDF施設、その他に、福祉課もあるし、今ちょっと簡単に聞くんですけど、その出先の作業服というのは、もちろん社員、職員もおるでしょうし、囑託とかアルバイトの人もおると思うんですけど、そういう作業服代金、どうなっていますか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。先ほども申し上げましたけども、作業服につきましては、貸与規程というものがございまして、一応役場の予算のほうで購入をして職員に貸与しているということで、夏冬と冬服ですね、分けて貸与しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） それは職員だけ、正職員だけですか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 非常勤の職員も、必要であれば、元課のほうからそういう要望があった分に関しましては貸与しております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 非常勤とか囑託の人には作業服を貸与しないとか何か、そういう何か決まり事があるとちょっと聞いて、僕もちらっと何か文書を見たんですけど。それは横に置いておいて、今貸与しているということだったら、私、聞いた中では、環境施設組合とかし尿施設にしても、働いている方、正職員別ですけどね。前働いている会社の作業服で作業をやっているという話、よく聞くんですよ。

じゃあ、制服も、ズボンが2枚くれるけど、上は1枚しかくれんとかですね、本当にそれ間違いないですか、今言った課長答弁で。総務課長。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。作業服につきましても、普通のと言ったらおかしいんですけど、私たち、通常作業を行わないというか、建設課とか産業課とか、そういう部署じゃないところに関しましては、一応上下1枚で3年間貸与という形になっています。また、そういう事業のところにつきましては、夏服だけは上下2枚、冬服は上下1枚という形で、築上町の職員被服貸与規程というのがございまして、それに基づいて、今貸与をしているところでございます。

ただ、1枚しかなければ、洗濯をしたときに着れないという場合がございますので、そういった場合は、今、塩田議員さんがおっしゃられたように、自分で購入した作業着等を着ている場合があるのではなからうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 出先のことを言うんです、僕、出先のこと。出先の皆さんの作業服のことです。そこを教えてください。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 出先につきましても、今の被服貸与規程に基づいてやっております。だから、作業着で作業するというのであれば、建設課とか産業課とかと同じような感じで、夏は2枚、冬は1枚ということで3年間貸与するというふうに、規程でなっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 僕が言ったのは、ほかの建設会社の服を着て作業をしているというこの事実がない。でも、実際あるんですよ。じゃあ、乾いてないから、他社の、昔の持っていた、名前入っている入っていない別ですけど、要するにその制服じゃない作業服で作業する、これ、いいことですか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。大変申しわけございませんけど、そういう現状については、総務課のほうでは、ちょっと把握をしておりませんでしたので、今言われるようなことがあることに関しては、それは築上町の職員であれば、他の会社の名前とか、例えば他の市町村の名前が入っているような作業着は、着ながら作業するということは好ましくないというふうに思っております。もし今後、そういうことがあれば、所管課長を通じまして注意を促したいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 本当は所管課長に聞いたかったんですよ、僕、こうしたからちよつとあれやった。その所管課長からも、もう聞いとるんでそこはもういいです。ただ問題は、いいですか。出先のところでも、違う作業服で作業をさせちゃいけないんですよ。以前、違う職業から今度こっちに入ってきて、そのよその作業服を着ている、議会皆さん結構視察、今まで行ってきまして、どうも、その違いがわかったのは、制服というのはわかったんですよ。で、ちゃんと制服、ピシッとやっているんですよ。だから、何ですかね、そういう出先の事務における人たちはもう制服、着とんやけど、事務における人たちはもう制服着とるんやけど、作業をしている人たちは築上町の決められた制服を着ていないんですよ。ほかの業者が入ってきて、荷物持っていくとか、そういうのはべつですよ。そこで雇っている人、築上町からお金をもらっている方たちの作業着、その作業着、支給せん、2枚でも3枚とかいったら、そこはたまたま聞いたから、そのところは考え方、改めればいいんですけど。そういう指導ができていないといけないと思うんですよ。

例えば、ソピアにしても制服があるわけじゃない。制服ないですよ。中央公民館もないですよ。

だから、何で出先のところで、誰も何も言わんです。それは当たり前のように、作業服以外の作業服で作業できるのかと。これが、皆さんが普段着で制服のない仕事をしている意識だと思うのですよ。きょうはバッジから始まりましたけど。

それはだめでしょう、大体よその制服で来られたら。それが、町長さつき言ったようにマニュアルとか、そういうちゃんとしませんかということの理由なんですよ。だから、「がんじがらめ」とか、もうそういう「がんじがらめ」とか、何かよその国みたいな話じゃないんですよ。だから、そういったところを、何ですか、姿勢なんですよ。だから、そういったところをしないと、人から指摘される。指摘されたら予算をととか、作業服で予算をととか何とか言うわけですよ、皆さんが。

で、ちょっと制服でもとに戻ります。先ほど、町長、女性が作業服を着ているのはいかがなものかという、（発言する者あり）女性じゃない、職員が作業服を着ているのはいかがなものか。作業服は作業、現場に出ることが多いために、作業服を着ているんだと。現場に出るために作業服を支給したとか、現場に出るためだから作業服を着てもいいとかいう決まりごとないんですよ。作業服が築上町の、その作業服というのは、あれはひとつの制服なんですよ。きょう今皆さん着ているのも、制服は決まってないけど、それが公務員としての、今制服として捉えられております。だから、職員が作業服を、例えば建設課とか現場現場で、なかなか住民課が作業服を着るかといったらなかなかないかと思えますけど。着ることに関しての違和感というのは、僕は持ってない。ここは町長、全然話が違うんです。あれは制服なんですよ。派手な格好とか、汚い

格好した職員よりも作業服でおるほうがまだましですよ。

だから、そのところを踏まえて、この質問をしたわけなんです。これはもう、だから、皆さんの格好とかをどうのとか言うつもりじゃないんですよ。本当に皆さんが、指導せないけん立場の人でしょう、ここにおられる方は。だから、その人たちが言えるための形と、そういった作業服を庁舎の中で着て、いいとか悪いとかじゃなくて、町のマークも入れた作業服を着て作業をする。特に、夏場とか、でも教育課は作業服、上、着てますよね。ある意味、自主的に、汚れるから主体的に着るといふようなところも聞いたけど、それでも別に全然違和感ないんです、僕は。だって、あれ築上町が出している制服やないですか。だから、制服つちゅう意識がもともとないから、そういう考え方になるのかなと思う。まず出先のところはちゃんとしてほしいと思う。

それから、作業服について、もうついでにもう最後まで行きますけど、災害時、災害時ということで、恐らく災害があったら、皆さん、そのもらった作業服着るでしょう。まあ聞いた先から入んですけど、囑託の人たちは作業服を支給できないちゅうことで、もらってないという課も僕は聞いたんですよ。そういうのがあれば、やはり災害のときは囑託の人、自前の作業服か、今のまんまの格好で出勤してくれとかいう話になるのかなと思うんで。そこも考え方です。

だから、これ町長もちらっと言いましたけど、今、先ほど、南海トラフの話がありましたよね。1カ月ぐらい前に、ちょっと東北のほうで幾つか地震があつて、ここ数日、結構南海トラフつち言いよるですよ。避難、何か緊急避難とか何ていう、非常にこの南海トラフ、今起こる確率が高いと言われてますよね。だから、それはそういう災害が起こり得るとして、それから前回、何て言うか、大雨で築上町が少し浸水したときに、中学校、高塚避難所を変更したという、いろいろ問題ありましたよね。議会からも、自主避難とか、避難訓練とか、そういったのをどうやって継承していくのか、そういう話も出ましたよね。

だから、常に、いつでもどこにあるかがわかるか、これ委員会でも言いましたけど、うちの集落でもそうですけど、来週のいついつ役員会議って言っても、仮に回覧板を回しても、前の日にもう一回、おばちゃんに電話せんと、もう忘れとるんです。だから、常に何があるかわかんないんで、そういった意識を高めなくちゃいけないですから。

雑談の中でも言いましたけど、例えば月1回、日にちを決めて、職員全員その日は作業服とか、そういう日をつくってもいいじゃないかと。日ごろ着ていない職員の窓口の女性、男性含めてです。作業着と、住民もびっくりするでしょう、皆さんが作業着着てたら。これなら避難訓練、自主避難とか、そういった訓練の一環ですというぐらい、行政が背中を見せる立場になってもいいんじゃないかなと。また、ならなくちゃいけないんじゃないかなと思うんです。

だから、本当に今職員の皆さんが作業服がないちゅうのは、本当は作業服、じゃなかった、制服がないんです。あつたほうがいいような気がするんですよ。多分、また予算だとか何とか言

うんですよね。それこそ自助努力でもいいと思うんですよ。全額じゃなくても半分は職員も出すんだというような気持ちがあってもいいと思うんです。地域に自助努力も求めるんですから。職員が全額支給してもらおうと。普通、会社は一遍は支給しますが、2回目からは、破れたら半分は出せと、そのかわり4年か5年には一遍、更新更新、買ってやるとかいう話があつてですね。だけど、この前、職員に私、聞いたら、職員は制服でも作業着でも貸してもらっておるから、破れた場合は半額出すとかおかしいとか何とか言うわけですよ。やっぱり買ってもらうな。それはもう捉えですけどね。民間では、ほとんどが、破れたりしたら半分出すとか、3分の1出すとか、全額出すとか。その代わり、3年なら3年に一遍、作業着は支給しますとかいう形になっているんですけど、まあそういった形で、町長、マニュアルつくらんと言われたんですけども、何らかの形で作っていく方向を前向きに考えて。これはいつでもまた、あんまり（ ）にしたくないけど、いつでもできるんですが、とにかく今ある目の前の作業服、現場の作業服云々の話はやってほしいです。

そして、自主避難、これ本当に災害が非常に高くなって、確率が高いというこの状況の中で、全職員が作業着持ってなくてですね、持たんといけないと思うし、そういった前向きな考えをしていただきたいです。まず一つ、ちょっとお願いします。

○議長（田村 兼光君） 何回も言わんで（ ）。新川町長。

○町長（新川 久三君） 全職員には作業服は全部支給ちゅうか貸与しております。それが常態化して普通の事務のときも着ておるから、これはいかがなものかと僕は言っておるんですね。やっぱり普通の業務のときは、ちゃんと作業服じゃなくて、外に行つて作業する時に作業服を着るべきだと、このように私は言っているんです。

そういう形の中で、常時、これが制服という考え方で来ておる職員もおるようでございますけれどもですね、普通の事務のときは、もう私服で着てほしいというのが私の願いでございます。あと嘱託職員、それから臨時職員ですか、これはもう先ほどから総務課長言っておりますが、作業に必要な部署についておるその職員については、作業服を貸与しておりますし、必要でないという部署については貸与はしていないというのが現状。

そしてあと、災害時に、非常勤の職員は一応招集はかけておりません。全部町の正規職員のみ非常時災害対策本部、対策警戒本部か、そういうときについては、全部職員だけで対応しているというのが現状でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 作業服を着るのは、作業するからいかがなものかという、だから、そこは町長の言いたいこともわかるんですけど、制服がないから、それ言っても重みがないんですよ。地方公務員らしい服装ならいいって言って言ったじゃないですか。築上町の制服でも

いっちゃんのことになるんです。だから、作業するから何とかって、重みがないんですよ。現場で何やったらちゃんと制服着れと言えないわけなの。現場に出られたら、地方公務員らしい格好をなさいっちゃんって言わないけんわけなんですよ。

だから、それなら、もうその人から、意識が、気持ちですよ、やる気度ですよ、崩れているんですよ、もう。もうそのところは今から、どちらにしても、これいつまでも言ってもあれですから町長が前向きに考えていってくれることと思っておりますけども。

ちょっと話変わりますが、教育長、給食のおばちゃん、ああ、おばちゃんって言ったらいけんですね、給食の方たちは、制服があるんですか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。学校教育の部門になると思うんですけども、服務規程の、貸与規程の関係から言えば、給食調理員さんには、白衣の上下と三角巾とか、前掛けとか、給食調理室ではく長靴等の分に関しましては、貸与規程がございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） それは1人何枚支給ですか、服は。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。夏の白衣につきましては1人2枚、冬につきましては1人1枚ということで、貸与年数といたしましては1年という形で規程の中であっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） それは毎日洗濯しなさいよとか、そういうルールがあるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課の鍛冶でございます。毎日洗濯するかどうか、ちょっと把握はしておりませんが、白衣のほかに前かけですね、これ胸からかける前かけとか、あと作業行程に合わせてエプロン等も、これ支給をしておりますので、作業着については汚れたときに洗濯をしているという状況だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） これは、築上町にジョイフルが来て、ひとつ参考というか勉強になったことがあるんですけども、女性ならわかると思うけど、エプロンして料理すれば、絶対

にきょうはばい菌がついてないという日はないですよ、料理して。私たちも給食室になかなか入れないです、衛生管理上ちゅうことで、視察に行ってもですね。だから、ジョイフルは、見たことないけど、上下、帽子もあれ、白いあれ、服着てるでしょう。あの毎日その場で脱いで、もうランドリーがあるらしいんですよ。毎日新しいのを破ってはいていくということで、皆さん、家庭でテーブルふいても、ばい菌ってある。まあそういう、まあ神経質になればキリがないぐらいなんですけど。2枚、3枚で、まあその日はかけて帰ったりもしてるんじゃないかと、そんなことも想定できるんですよ。そういったところも、やはり給食つくる方たちには、何らかの説明とやり方をしたほうがいいんじゃないかなと思ってですね。

ついでに、ついでじゃないです、それから教育長にちょっとお尋ねしたいんですが、小学校の制服は自由制服ですよ。随分昔なんですけど、私たち子供のころは制服やったですよ、実は。帽子まであって、小学校は。これはもう時代とともに変わってくるもので、今の椎田が、築城が、ちょっと築城ははっきりわかってないですけど、椎田が制服になったのは、毎年、子供が成長するとともに、学生服を買わないかと、負担が大きいということで、私服という形になった経緯、聞きました。恐らく築城もそうでしょう。ああ、築城は制服がなかったって言ったかな。だから、そういった経緯の中で、最近の話を、これも一部やからですね、私のもう一部なんですけど、まあ子供も、時代とともにおしゃれになって、なかなかこの服、もうきょう嫌だとか何とかで、結構服の負担がかかっている。かえって制服のほうが良いという話も聞くわけなんです。意外と都会では、この辺の皆さん、小学校ほとんど結構私服が多いんですけども、そういったところもリサーチしてですね、実際どうなんだと。

例えば、1年6回制服かえたら、6回制服買うわけですけども、6年間毎日、その結構普段着をぼんぼんぼんぼん、子供が着たり着らんかって、これ嫌だとかいう話もすれば、どっちが負担かかりよるのかなということもよく聞くんですよ。で、結構北九州やら福岡あたり行くと、小学生でも今結構学生服がふえてきたんですよ。まあそれを、電車乗ったりバス乗ったりするからですね、通学に。そういうところはやっぱり制服、子供が制服着てるっちは、やっぱり安全上みたいなのがでてきて……

○議長（田村 兼光君） 塩田議員よ、これは一般質問の通告制になっちゃよう。

○議員（10番 塩田 文男君） いやいや、だから制服です。

○議長（田村 兼光君） 制服だっち、お前、これ職員の制服っちは書いちよる。

○議員（10番 塩田 文男君） ああ、そうですね、そうです。それも、これ所管なんで、私、今……

○議長（田村 兼光君） 言うなら、もつとぱつと短く、ぱつと言え、あつさり。

○議員（10番 塩田 文男君） そういうことです。ちょっと所管話もしたいと思いますが。そ

ういったところも、これ流れとともに、時代の流れとともにそういうのを考えていくべきと思うんです。まあ、給食の調理の方たちの衛生管理にしてもですね、2枚やっとするからいい、その中身がなかなか見えてないです。だから、この職員の制服については、前向きに、きょうは質問したからですね、きょう言った中のところは全部クリアーできると思ってますんで、ぜひそのように対応、対策をしてほしいと思います。

これで終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） 塩田、いい質問したき、守らんな。

じゃあ、ちょうど時間が半端やけど、10分ほど休憩させていただきます。50分から始めます。2時50分。

午後2時37分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番目に、8番、信田博見議員。信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 本日最後の質問でございます。いつも議長からしっかりやれっち言われるけ、きょうはしっかりやりますんで、よろしくお願ひします。（笑声）笑わんでいいっち。

まず、新庁舎についてということで通告しております。建設位置についてと、建設期間についてということで通告しておりましたが、けさ机の上にですね、築上町新庁舎建設事業要求水準書なるものが資料が配られていました。サーッとちょっと目を通したんですけども、私が質問しようと思ったことが全てこれに書いてますんで、もう質問することがないかなと思ったんですけど、ちょっとだけあります。

建設位置について、前からずっと町長が言われておりましたように、この庁舎は残しながら、新しい庁舎をつくって、新しい庁舎ができたなら、そこにドンと移転するという形は変わらないんですね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は、新庁舎をこの敷地内に建てて、そして新しく建ったところに全て書類等に移転して、あとその後この庁舎を崩して、ここを駐車場等の広場にしていこうというふうな計画でございます。

位置は、空き地の中、どうなるか、プロポーザルで提案があらうと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） まだ位置は決まっていないわけですね。でも、昔、前は、FMはもう壊して、庁舎の中にFMの放送局をつくりたいという町長の御意向でございましたが、これ見てみますと、FMはそのまま残すと。でも、その電波塔、電波の塔は、あれはもう壊すんでしょうね、そういうふうに書かれております。

町長の考えとしては、この松山建設側のこっち側というのが一番の考え方ですか、それともこっちですか。こっちは何かあのJRに近いとJRの指定の業者じゃないといかんとか何かそういう法律、何かあるらしいんで、それはどうなんでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まずFMは、もうそのまま残さざるを得ないということで、仮の放送局をつくれれば非常にまた金がかかると。そして、またこっちに移転するという形になればですね。だから、それをもう残したほうがいいだろうという結論になって、そして、町有物件なんで、これが補償の対象にならないんですね。町の物件だから。物件はFMに貸与しておる、貸しておるというような形になりますんで、町有物件なんで補償対象にならないというふうなこともわかりまして、もうそれは今のまま残したほうがいいだろうと。そして、アンテナはもう既に今使っておりません。船迫のアンテナを使っておりますんで、これは取り壊す予定でございます。

そして、線路側は基本的にはJR指定の業者がやらなければならないという、JRのほうがそういうクレーム、鉄道から何メートル以内という形になれば、そういう規定があって、町の町道工事をするときもJR指定の業者にさせると、このような形で、今まで本町でJRの近くやっているのは、今度は船迫、メダセからの道路をつくっておりますが、それも線路のところの跨線橋はJR指定の業者になるというふうな形になりますし、これはいわゆるJRマルトク、マルトクと言っていますけど、そういう業者が一応JRのほうに委託してやるようになるかと思えます、そのところはですね。

そういうことで、そういう形で線路側については、そういう一つの制約が出てくるんじゃないか。あとの部分は、この庁舎を残しながら配置計画もそれぞれプロポーザルで出てきていいやつを採用していこうと、全ての中身ですね、いろんな形で中身はございますが、そのプロポーザルをやった提案を委員さんが決定していくという形になりますんで、この概要というのがまだはつきりちょっとわかっていないという形になります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） はい、わかりました。庁舎を建設するに当たっては、いろんなことを注文をしてきました、一般質問で。身体障害者に優しいいろんな例えばバリアフリーだとか、

それからユニバーサルデザインでとか、それから、窓口では個人のプライバシーを守るためについてというか、仕切りをつくっていただきたいというようなことも言ってきました。

全て何かこの中に入っていた、まだ全部読めていないんですけども、入っていたような気がしますんで、できればそんな形でやっていっていただきたいと思います。

それから、建設期間も33年3月までには立ち上げると、そして33年4月からは供用開始と確実にできますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 予定がそのようになっておりますですね。一応工事の着工は、来年の早ければ9月、10月という形で着工に入ります。そうすれば、1年半ぐらいございまして、多分竣工はできるであろうと。これが延びれば、ちょっと延ばさざるを得ないけれども、予定では今そういうスケジュールでいっておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） はい、それでは33年3月末まで必ずできるように努力していただきたいと思います。

これで庁舎については終わります。

次に、築上町の産業についてということで2点上げております。

第1次産業（農業・林業・漁業）についてと、その第1次産業を6次化にしたらどうなのかと。6次化というのはできるのかという、そういう質問でございますが、今この築上町のやっぱり基幹産業といえば、農業、林業、漁業の基幹産業だと思うんですけども、この農産物の価値を上げる、付加価値をつける、それからそれを農産物食品加工にし、そして流通や販売までもやっていくという、そういうことによって、農業、林業、漁業が活性化されるということで、先日産業課長ともちょっと話したんですけども、役場あたりがやると、どうしても何か中途半端になってしまって、途中で挫折したりするというので、できれば民間がしっかりやっていくのが、本当は一番いいんだという話でございました。

私もそうと思いますが、そこまでに、民間がやるまでに、やっぱり行政がしっかり指導し、見ていかなければいけないんじゃないかと思うわけですが、町長そのとこどう思っているんですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は、それぞれ民間が、一つの劇に例えれば、民間の皆さんが役者であって、我々は舞台をつくと、そういう役割じゃないかなと思っております。

そういう形の中で、今民間で頑張っておるのがキクイモですね。これが一応それぞれ協議会をつくって栽培、この前嶋大輔の健康の番組がございましたが、キクイモの放送、築上町多分

15分ぐらいキクイモの話が出たと思いますが、全国的に殺到して、販売を今メタセ等で行っておりますが、それとふるさと納税、このキクイモの粉末とか、それからスライスした分をふるさと納税にしておりますけど、60件ほど来てもう製品がなくなったというので、非常に困っておりますという、そういう話も聞いております。

本当に健康食品といいますか、糖を下げるという実態がある程度わかってきました。この前の嶋大輔氏のテレビ番組で、もう本当に糖を下げるインシュリンと、自然のインシュリンということで、これを大々的にちょうど2年ぐらい前も、たけしの健康の医学でキクイモというのが出て、そのときも若干。

これも今鉄が熱いということで、この熱いうちに何とかことしも3ヘクタールぐらい栽培しておるといふふうなことで、何とかそういうものを6次産品化やって、そして農家所得につなげていこうということで、今は上城井地区のほうで頑張っております。これを全町的なものにできれば、私はいいがなど。

そして、県のほうも力を入れてくれております、上城井のほうの。そして、県のほうで機械導入補助金をいただいて、これこの前予算提案させていただいたと思いますけど、キクイモ関係の加工の機械を入れるというようなことで提案をさせていただいておりますけれど、そういうことで県のほうも理解を示して、何とか築上町をぜひ一つの産業、農業を利用した産業を支援しようという形になって、県のほうもいろんなそういう形で地域に、広域地域振興課ですか、そこが頑張らせていただいておりますということを報告をいたしておきます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 今度キクイモシンポジウムとかやるらしいですけど、私も参加しますが、キクイモはかなり軌道に乗ったかなという、——乗ってないですか。まだ乗っていないの。課長、まだ乗っていないの。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。今の信田議員の質問でございますが、まだ軌道には乗ってはいけません。今のところこれからということで、先ほど町長の話にもありましたが、今3ヘクタールほど耕作地がございます。このキクイモについては、中山間地域の活性化ということで、ヤーコンを含めて中山間地域の活性を図っていこうということで、今元気づくり協議会を発足して、メタセを中心に流通をさせていこうというふうな考えでやっております。

キクイモについては、平成32年までに20ヘクタールまでもっていきたいという構想で、今進んでいるところでございますので、そこまでできれば乗ったかなというふうなところで言える

のではなかろうかと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） もう既に軌道に乗ったのかと思っていました。今キクイモ、町のキクイモ、本当キクイモが有名になってきたんで、恐らく軌道に乗って、これからもどんどんやっていくんだろうなと思っていました。

前、前回の議会のときも、キクイモのための機械か何かを設置しますという予算が上がっていましたね。これからもどんどんやっていくんだろうなと思っていましたけれども、しかし頑張ってやっていってください。お願いします。

この6次化にするためには、デメリットなんだろうけども、多額の費用がかかるというのが、一番やっぱりネックだろうと思うんですね。

それから、衛生管理が大変だと。それから、専門的な知識がないと、このところをやっぱり行政がもうちょっと農家や林家や漁業の人たちに教えていくとか、指導するとか、そうすれば何とかやっていけるんじゃないかなと思うんですね。

今だからやりたいけどもできないと、収入を上げたいけども上がらないという感じになってきていると思います。

ですから、この基幹産業の第1次産業をもっともっと力を入れていかなければいけないんじゃないかと思います。町長、よろしくお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういうことで、今頑張っております。キクイモが全国的に産地がないということで、これやっぱり今強い我々の町の推奨品質ということでございますし、佐賀大学のほうもいろんな面で協力をしていただいておりますので、佐賀大学で専門的な一応薬用効果と言わんけど、健康的志向食品等が非常に血中に入らなくて済むというふうな一応データも出ておりますから、こういうものを媒体にしながら、そしてあと価格を今のところこちらで設定できるという強みがございます。

いわゆる全国的にまだないということで、適正な価格ということで、生産原価プラス利益というものを設定しながら、キクイモの販売ができていくんじゃないかなと。

そして、あとは販路、シェアを広げるのは、やっぱり町が一体的になってお手伝いをしていくという形が非常に必要になってまいりますので、あとまたそのために1名職員が一生懸命、新規に入った職員が頑張っておりますんで、この職員本当に頑張り屋でございます。そういうことで、期待をしていただければいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 林業のほうもしっかり頑張っていますんで、いつかも言いましたように木の駅、この構想もぜひ進めていっていただきたいなと思っております。

水産業のほうは、豊前のほうがうみてらす豊前というんで、非常にあそこを大々的にやっていますが、築上町もちゃんと漁港もありますし、頑張っていっていただきたいと思います。

次に、企業誘致についてでございます。

先日、この前日奈古のほうにできましたジョイフルの工場を見学する機会がございました。それはそれは非常に近代的で、なおかつ衛生的で、すごい速さでいろんなものができておりました。ちゃんと見学する通路まできれいにできておまして、本当に見やすい状況でした。

何人以上とかいろんな契約があるんでしょうと言ったら、それは役場で聞いたんか。契約とかは一切ないと。いつでも、誰でも見に来てくださいということでございますので、皆さんも一回見に行ってください。

ということで、何が言いたいかということ、ジョイフルが来たというんで、今何か一安心しておるような、——してない、そうですか。一安心しているような気がするんです。私はそういうふうに感じます。

というのが、先日干拓の入り口のところに、フタバという会社と高山化成という会社と、オカベイという会社がありますね。その奥のほうに、昔養鶏場か何かの跡があります。あそこは企業誘致だと、昔から企業誘致用地だという話を聞いておりましたが、見に行ったんですけども、何か土砂を山盛りにしておまして、草がいっぱい生えておまして、これはちょっと誰が見ても企業用地にはなるような感じじゃないんですね。

でも、広さはかなりあります。ああいうところをしっかりと整地して、ぜひ来てくださいよという感じでしたら、またしてくれるところもあるんじゃないかと思うんですね。

ジョイフルが来られたのは、日奈古グラウンドという非常に立派な用地があったということで来られたんだと思うんですね。それから、水がよかったと言われていましたけれども、もう少し用地をしっかりとやればできるんじゃないですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 湊の先の用地約1ヘクタールあります。これが、やっぱり開発行為の中にかかわって、水路を全てやり直さにかいと。あの中の水路、横の水路をですね、莫大な金がかかるんですね。だから、それで今建設残土の一応捨て場がなくなり、今のあそこ下水処理場が建設残土の前置き場だったんですね、残土置き場。

それがなくなったんで、今あの土地を利用しておるということで、開発行為がかかるという形になれば、いかがなものかなということ、非常に高い単価で売り出さなきゃいかんという形に

なります。買った金額幾らアルファして、そのところがちょっと苦慮するという事で、できればジョイフルのあの先のほうに、ひとつ山を開発できたらいいがなど。

これは県でやってもらおうかということで、いわゆる団地を県のほうで何とかやってくれんかという要望をやっていくということで、今担当課のほうに簡単に絵を書いて、要望に行こうじゃないかというふうな相談も出ています。

これはできるかどうかわかりません。しかし、努力はしなきゃということで、企業団地をつくらなければ、うちはもう企業団地はないというふうなことで、やはり行橋、それから豊前、これらについては県が非常に力を入れて団地をつくっておるというふうなことで、県のほうにも何とかお願いに行って、町でもこういう団地をつくってくれんかというふうな要望に私は行こうかというふうなことで、今担当課のほうには絵を描くようにというようなことで指示をしております。

絵ができ次第、県のほうに企業立地課あります。そこに行って、それとあと県の公社がありますね。そこに持って行きながら、そしてあとは県知事、それから副知事、あと関係のところに要望に行きながら、何とか実現したいかなと、このように考えております。

そうすれば、あのあたりの一帯的な開発ができるんじゃないかなと思うので、県がとにかくやる気になってもらえるようお願いに行くというふうなことで、今考えておる最中でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 企業誘致に関しては、有永議員亡くなりましたけども、有永議員が本当にいつもいつも企業誘致をしようよという話をしておりました。

有永議員の発案で、町には企業誘致何やった、それができています。一応頑張っておるんですけども、企業誘致用地がないのに、どうしてその企業誘致、企業誘致言ってたって企業は来んよという感じなんですね。

それから、南別府住宅のまだまだ点々と残っていますけども、あそこも誰もいなくなれば、企業誘致にはいいかなみたいな話はしていました。

それから、その八津田の住宅地もそうですが、そんならもう早目にそこは企業誘致する場所だということで設定して、きれいに整地したらどうでしょうかね。できませんかね、早目に。せっかく今こういうジョイフルが来てくれて、機運が上がってきたところ、ここを逃したらないんじゃないかなと思うんです。どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には今町営住宅という形で、これは本当に町営住宅ちゅうのは、低所得者向けの住宅でございます。その皆さんが一応退去していただくという一つの条件がござ

います。

そして、本当はどこかに移転してもらえればいいんですけど、やっぱりなかなか住み慣れたところは移転しがたいというようなことで、一応空き家になったところは全て取り壊しをしておりますけど、なかなかやっぱそれが全て町のほうで強制的に退去というわけにはいかないというふうなことで、これは東八田団地も一緒でございます。

それから南別府団地も一緒というふうなことで、そこまで強制的には企業誘致のために住宅を一応取り壊してしまうというわけにはいかないということで、やはり新たな形と、それから民間の施設も若干誘致をしていくというふうなことで、本当に昔アサヒ工業さんがあったあの土地、企業が来かけて契約までしてよそに行ったという経過がございます。ああいうところも一つの企業誘致用地。

それから、前のクロネコヤマトがありましたよね。あそこのところにも1つ運送会社が入って、用地を購入しながら、これ平石運送さんというんですけども、ここも企業誘致の一つの誘致という形で言えるんじゃないかなと思います。

進出をしていただいて、そして町のほうの一応進出のための補助金も交付すると、このような形に決定をしておりますし、もうあと新たな企業が来てくれたというのは、今のところ実績がございますが、ジョイフルさんと平石運送さんが本年度来ていただいたと、こういう状況でございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） よろしく申し上げます。やっぱし企業が来ると、それなりにやっぱり町は元気づきますね。ですから、よろしく申し上げます。頑張ってください。

次に、防災について。

防災についても、鞆野議員も言われていましたし、塩田議員も言われていました。あんまり言うことなくなっただんですけども、鞆野議員が言われていましたね、静岡の沼津市に行ってきました。そこは危機管理課という課を設けて、南海トラフに対して、それだけじゃないんですけども、全ての災害に、災害が起こったとしても、その軽減に努めているんだとか、いろいろあります。

鞆野議員の話にありましたけど、学校の子供さんたちの椅子の座布団が、そのまま防災頭巾。昔防空頭巾というのをたしかかぶったちゅう話は聞いたんですけど、あんな感じのやつだと思っておりますけど、ちょっと分厚い座布団を座席の下に敷いておる。何かのときにかぶって避難すると。

それを敷いているというだけで、何か防災意識がいつもあるような感じがするんですけどね。我が町は非常によそと比べると災害がないんですね。本当はないです。台風が2つ来ても、真ん

中我が町ですよ。

ですから、皆さん本当に油断していると思うんです。その油断したときに、大きな災害が来るということは、もう間違いないと思ってもいいと思いますので、常日ごろからそれなりの災害に対する知識を、やっぱり町民に植え付けとかなきゃいけないんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） その意味も含めまして、今回の機構改革で危機管理課は作りませんが、対応する係をつくらうというふうなことで、ひとつ公安の関係で全て消防、それから警察、自衛隊、この一手に担当する係を、一応機構改革の中で4月から発足させようというようなことで、これを総務課の中に持ってくるというふうな今構想でありますし、そういう形の中でできるものは、やっぱり一番の教訓が、平成3年の台風19号、これがやっぱり我が町では一番大きな災害ではなかったかなと思っております。私の記憶する限りではですね。

その前では、城井川の氾濫が伝法寺地区とか、そういうことで上流のほうで城井川の氾濫があって、家が流されておるとい、その大きな災害があったというのは、これはもう昭和の初めぐらいじゃなかったかなと思いますけど、そういう話は聞いておりますし、城井川の氾濫は、今のところこの前警戒水位まで達しましたが、それからだんだんすぐに減ってくる。

あの大雨でまだ城井川が越えないということで、しかしされとて油断は禁物なんです。だから、城井川の水位を見ながら、それから岩丸川、これも非常に坂本あたりが危のうございます。そういう形の中で、緊急時には早くやっぱり避難を皆さんに呼びかけるという対応をやっていくと。

あとは、地震が断層は特にないということでもございますけれども、そのやはりよそで起きた地震でここもやはり震度が4ぐらいになる可能性がございますので、その防災体制はやっていく。

そして、あと津波、これも津波は若干時間があるんで、地震が起きてから時間があるんで、早く逃げる体制を、避難の体制をとということで、これもやはり訓練をするしかないと思います。住民の皆さんに呼びかけながら、そしていざというときは、早くやっぱり高台に逃げるというふうなことで、その訓練をできれば自主防災組織の中で町が呼びかけながらやっていくと、こういう方向性をとっていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 北海道も地震であれだけの被害が出ました。我が町もいろいろ見てみますと、上ノ河内からずっと小原、真如寺、岩丸、極楽寺の谷、岩丸の谷、それから寒田の谷見てみますと、昔からやっぱり田んぼにならない土地に家を建てているんで、山の麓にどんとへばりついたように家が建っているんですね。あれが土砂崩れが起こったら、全部潰れますね。

そういうところもやっぱし考えて、何かあったときはすぐという気持ちに、住民にさせなければいけないと思うんですよ。特に小原なんか非常に危ないですよ。と思います。

ですから、そのところもしっかり頭に入れて、防災に取り組んでいただきたいと思います。

それから、我が町は基地がありますんで、本当に何かあったときは、もうミサイルが飛んできたとか、いろいろあるかもわかりませんので、そういったところも視野に入れなければいけないかなというふうに思います。

それから、南海トラフが今朝かな、きのうかな、テレビであっておりました。我が町のほうは本当あんまり被害がないような感じになっていますけども、それもわかりません。ですから、ぜひ危機管理を持って、よろしくをお願いします。

以上で、全部終わりました。終わります。

○議長（田村 兼光君） それでは、ちょうど5人の切れ目がつきましたので、本日の一般質問を終わります。

残りの質問については、あす13日に行います。

○議長（田村 兼光君） 本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

午後3時28分散会
